

THE JOURNAL OF
JAPANESE HISTORY OF PHARMACY

薬史学雑誌

Vol. 2, No. 1.

1967

— 目 次 —

(原 報)

薬史学研究序説

—薬系大学における薬学史の位置づけのために—

宗 田 一……………1
蒼耳の利用文化に関する研究……………三 浦 三 郎……………11

(史 料)

薬局制度とフリードリヒ二世の医薬法

清 水 藤 太 郎……………16
薬学百年の足あと……………根 本 曾 代 子……………21

(随 想)

東西「薬」という字 雑考(その1)……………吉 井 千 代 田……………27

(学 会)

第24回日本薬学大会における薬史学会より

……………(編 集 室)……………32
会 則……………33
あ と が き……………32

THE JAPANESE SOCIETY OF HISTORY OF PHARMACY

薬 史 学 誌

J. His. Pharm.

日 本 薬 史 学 会

新しい調剤・製剤学の集大成！

薬 剤 学 理 論 ・ 応 用

京都薬科大学教授 内 藤 俊 一 著 B5判 定価 3,800円

本書は調剤学はもちろん、最近クローズアップされてきた、医薬品の安定性予測に関する理論、化学工学的な基礎、生物薬剤学（吸収・排泄・代謝）、製剤技術など多方面にわたり3,400余の文献を掲げて、新しい薬剤学の理論と応用面を、初学者にもきわめてわかりやすく系統的に解説したわが国唯一の書。医薬品製剤製造上のキー・ポイントと、できた製剤の正しい評価方法を理解しやすく詳説した。学生はもとより研究室・現場・病院薬局などの技術者・薬剤師の必携書として自信をもっておすすめする。

☆調剤学編は調剤指針を基本にして従来の薬剤学をまとめた。

☆製剤学編は本書の中核をなすとともに性格・特徴を最も強くあらわしている。すなわち複雑な医薬品の経時変化を熱力学、熱化学を用いて予測する手段、ひいては医薬品の安定化への応用、医薬品の吸収・排泄速度の求め方、それより正しい薬用量の定め方などについて450余頁にわたり、100余の図表を随所に挿入して、詳細・明快に解説した。

主要目次……化学工学的基礎事項 医薬品の安定性および安定化 医薬品の吸収・分布・排泄（生物薬剤学） 製剤技術 製剤処方

☆医薬品および製剤中の医薬品の定性・定量編では、将来の発展が期待され、また必要とされる製剤中の医薬品定性・定量法を確立するための足場として、関連文献の分類を行なって記述した。

私は本書を推薦します

三葉病院薬局長 不破龍登代

薬剤学に関する専門書はその部分部分につき著されたものはあるが、本書のように薬剤学全体を把握し一括した、いうなればこれが薬剤学であると明確に表徴しうる成書は今までになかった。これが嚆矢といえよう。著者は序に数年の時日を費やし、薬剤学の解説、系統化を企図したといわれているが、その内容を一見しただけで、まさにその通りと烙印を押せる。よくB5判735Pにわたる大書をものにされたものと敬服せざるを得ない。……さればこれこそ小生が従来念願していた待望の書といえる。薬剤学講義用教科書としてまた開局業者、製剤研究者の参考書として必携の書として余りある書と確信する。

大 改 定 版 厚生省薬務局推薦 [好評発売中！]

第七 改正 日本薬局方第二部解説書

日本公定書協会 編集 A5判 定価 3,000円

本書の特色

薬局方第二部は昭和41年4月1日、厚生省告示第163号をもって全面的に改定、多数の品目が入れかわり（新収載品目373品目）、各条内容も全面的検討が加えられ大改定された。本書の特色は薬局方原案担当者が、詳細かつ正確な〔注〕および〔解説〕を執筆したことにより、したがってその〔解説〕は単なる説明にとどまらず、実験上の注意、実験データ等を多数記載している。新第二部には、製剤、生薬、製剤原料が主として収載されたが、これら各条の医薬品についても懇切な解説がなされている。名実ともに「正確かつ権威ある」解説書として、広く薬学、医学、関係者の必携書として自信をもってお奨めする。

東京都文京区本郷三丁目27-14
振替東京 82694 番・電話 (814)5561



廣 川 書 店

THE JOURNAL OF JAPANESE HISTORY OF PHARMACY

CONTENTS

—(Vol. 1, No. 1, 1966)—

- Dr. **Yasuhiko Asahina**, President of the Society : On the First Issue of the Society's Journal.....1
Dr. **Yoshiatsu Murayama** : To the Journal of Japanese History of Pharmacy1
Chiyoda **Yoshii** : Memories of the late Mr. Shosaku Yamashina2

Originals

- Saburo **Miura** : Bibliographical Study on "Shi-Soo," *Lithospermum erythrorhizon* Root.....3
Dr. **Tootaroo Simizu** : Principal Reasons Why the Pharmacists in Japan failed the
Separation of Medical and Pharmaceutical Practice Repeatedly11

General Remarks

- Chiyoda **Yoshii** : The Sprout of Natural Science Education in Japan—The Backbone of
Development of modern Pharmacy.....14

Historicals

- Saburo **Mitsubori** : On the old Time "Shimosa Herb Garden" in Chiba Prefecture.....20
Dr. **Yushiro Kimura** : A Life History of Rudolf Lehmann, one of the Founders of Kyoto
Pharmaceutical College.....22

Miscellaneous

- The late Mr. **Shosaku Yamashina** (1883-1965), former Director of the Japanese Society
of History of Pharmacy : "Being over 80 Years Old," a posthumous Work.....26
Lectures of the Japanese Society of History of Pharmacy 1955-1965.....28
Postscript32
Regulation of "The Japanese Society of History of Pharmacy"33

—(Vol. 2, No. 1, 1967)—

Originals

- Hajime **Sōda** : An Introduction to Studies on the History of Pharmacy—To Define
"H. of P." in College of Pharmacy1
Saburo **Miura** : Studies on the Cultures based on the Utilization of the *Xanthium*
strumarium, Linné.11

Historicals

- Tootaroo **Simizu** : The Scope of Pharmacy and the Constitution of Friedrich II16
Soyoko **Nemoto** : Centennial Review on the Pharmaceutics in Japan.....21

Miscellaneous

- Chiyoda **Yoshii** : Literary Miscellany, Oriental & Occidental Conception of "YAKU" (Part 1).....27

*

*

*

President : Dr. Yasuhiko Asahina

Directors : Michiyoshi Akasu, Saburo Miura, Tetsuo Ishizaka, Saburo Mitsubori, Dr. Yushiro
Kimura, Soyoko Nemoto, Dr. Tootaroo Shimizu, Chiyoda Yoshii, Dr. Shintaro Takahashi,
Dr. Kooiti Kimura, Hazime Sooda, Dr. Takeo Tsukamoto

THE JAPANESE SOCIETY OF HISTORY OF PHARMACY

Nihon University, Pharmaceutical Institute,
Kanda-Surugadai, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

あらゆる出血対策に

従来の止血剤とは異なる
全く新しいタイプの
総合的な止血剤です

《新強力抗プラスミン剤》

トランサミン

(一般名トランエキサム酸)

TRANSAMIN

トランサミンは、従来の止血剤とは異なる新しいタイプの止血剤で出血量の減少、止血日数の短縮はもとより、出血時間の短縮、凝固時間の短縮、トロンビン活性値の改善、線維素溶解現象の抑制などに著明な効果を示し、弊社が自信をもって推奨出来る止血剤です。

▶ 特 長

1) あらゆる出血に確実な効果を示す。

☆出血量の著明な減少と、止血日数の短縮
トランサミンを術中、術後に使用することによって、出血量が3〜4割減少出来、止血するまでの時間が著明に短縮されます。

☆出血時間の短縮

術後の出血時間は一般に延長しますが、トランサミンを投与することによって出血時間が短縮されます。

☆凝固時間の短縮

出血性疾患あるいは術後では凝固時間の延長がしばしばみられますが、トランサミンを投与することによって、正常範囲に改善されます。

☆血小板数の改善

手術侵襲によって、血小板数が一般に減少しますが、トランサミンを投与することによって、血小板の減少を防ぐことが出来ます。

2) 副作用が非常に少ない

トランサミンは毒性が低いため、副作用がほとんどみられません。まれに軽度の胃腸障害をみることもあるていどです。

3) 効果の発現が早い

トランサミンは吸収が早く、短時間で最高血中濃度に達し、作用時間が長いので高分子の止血剤に比べて、速効性があります。

▶ 適応症

☆内科・小児科

出血性疾患（紫斑病、再生不良性貧血、血友病、癌、白血病など）の異常出血および症状、肺結核などの咯血、血痰、腎出血

■☆外科・

手術時の異常出血、外傷性出血

☆産 婦 人 科

手術時の異常出血、性器出血

☆泌 尿 器 科

腎出血、手術時の異常出血、前立腺肥大症以上の適応のほか、トランサミンの広範な臨床報告により湿疹、蕁麻疹、扁桃炎、咽・喉頭炎、口内炎、輸血時の副作用、レ線宿酔などに有効であることが確認されています。

▶ 用法・用量

カプセル：通常1回1〜2カプセルを1日3〜4回服用します。

注：1日1〜2管を1〜2回に分けて静注または筋注します。
術中・術後など必要に応じて1回2〜10管をそのまま、あるいはリンゲ、ブドウ糖液などに混ぜて点滴静注します。

S 注：通常成人下記1日量を使用しますが年令・症状により適宜増減します。

	1Aの容量	投与方法	1日使用量
S 注 (10%)	2.5ml	主として筋注	1〜2Aを1〜2回に分け筋注
	10ml	静 注	1Aを静注
		点滴静注	1〜2Aを点滴静注

シロップ：通常下記1日量を3〜4回に分けて服用します。

年 令	1 日 投 与 量
0 — 1才	1.5 — 4 ml
2 — 3才	3 — 7 ml
4 — 5才	5 — 13 ml
7 — 14才	8 — 20 ml
15才以上	15 — 40 ml

▶ 包装・新薬価基準

	包 装	新 薬 価
カプセル(250mg)	100cap・500cap	1cap 28円20
注 (5%)	5ml 10A・50A	1A 109円00
S 注 (10%)	2.5ml 10A・50A	1A 109円00
	10ml 10A・50A	1A 350円00
シロップ (5%)	100ml・500ml	1ml 7円00

純良医薬



第一製薬

— 原 報 —

薬史学研究序説

— 薬系大学における薬史学の位置づけのために —

宗 田

—*

1. 史体論と歴史観

薬史学は“薬学”の発展をその対象とし、“歴史”をその方法とするものである限り、まず歴史研究の動向を知る必要がある。歴史研究において、最初に問題となるものは、史体論と歴史観である。

史体論の立場から過去の歴史研究を眺めれば、近代史学導入までわが国のそれは、中国の史体の影響を濃厚に受けてきた。

中国における史体としては、

- ①編年体（春秋、資治通鑑等）
- ②紀伝体（史記、いわゆる正史の類）
- ③紀事本末体（通鑑紀事本末等）

の3体が行なわれ、わが国で夫々に該当するものとして①には古事記、本朝通鑑等、②には日本書紀、大日本史等があり、①②を共存する形として六国史等がみられる。

そのほか神皇正統記、日本外史、読史余論、逸史等の史論体風のものがあり、さらに物語風歴史とよばれる国文体の史書（栄花物語、大鏡などのいわゆる“かがみ”の類）、軍記物語（平家物語、将門記等）がある。

一方、史観の発達として、

- ①物語風（報告的）歴史
- ②教訓的（実用的）歴史
- ③発展的（発生的）歴史

の三段階の歴史叙述様式をあげ、この最後の段階、発展的歴史に至って、はじめて歴史が科学性を有するものになったとしたのは、ドイツのベルンハイムである。¹⁾

“20世紀初頭のドイツは、歴史家が自己の世界観について明確な自覚をもつことなく、己れをすて、史料に没頭することによって、歴史認識の客観性を保証することができると考

え、みずから理論に短なることを表明して、これを敬遠するような気風のもっともさかんな時代”であったという雰囲気の中で提示されたこの見解は、ベルンハイム氏がはじめて構想したものではなく、19世紀のドロイゼンなどの時代に原型があり、³⁾ベルンハイム氏がその輪郭を拡張し、詳細・精密に整理されたものであったにしても、科学の名にふさわしい歴史学のあり方であることは一般に認められているようである。⁴⁾

しかし、今日からみて限界と欠陥をもつことはやむを得ない。その点について、以下二、三の批判を挙げておく。

羽仁五郎は「ベルンハイム歴史学の特徴は、一言にしていえば、歴史をたんに出来事の叙述と考え、“批判”や“懐疑”についての深い理解がない点」で「彼のいう“批判”とは史料批判をさすにすぎず、さらにひろくかつ根本的な批判の思想はみることができない」⁵⁾とする。

矢田俊隆は「ベルンハイムの方法論の欠陥は、その叙述の大部分が史料操作の技術論にあてられ、歴史理論にかんしては、最初の部分に歴史哲学の諸類型がごく簡単に羅列・紹介されているにすぎず、しかもそれが技術論との必然的な連関において論じられていない点にある」⁶⁾といっている。

一方、井上幸治は「（ベルンハイムの）それは発展そのものが正しい歴史意識のひとつの基準であるということとどまり、いぜんとしてクローチェが歴史叙述思想とよぶ歴史観が発展的歴史の基底に存在することをわすれてはならない」⁷⁾とし、岩井忠熊は「発展の概念の適用に歴史学の成立を見る考え方には、やや歴史を思想または歴史観に偏してとらえ

* 吉富製薬株式会社

る傾きがあるように思われ」「そこでは、近代史学の特質の一面が確かにとらえられているが」「近代史学に特有の方法が軽視されている」といい、近代史学の基準として次の3項を設定している。⁸⁾

- ①宗教的・道徳的・政治的権威からの解放
- ②実証的方法（史料批判）
- ③発展的歴史観

このような面を考慮しつつ、以下論議をすすめよう。

2. 歴史の有効性

歴史観という場合、歴史研究の意義と目的に視点を置いて考えれば、歴史の人生における効用をどうみるか という意味での一つの歴史観が出てくる。

よく、歴史の“効用”、“有効性”ということが論ぜられる。この有効性を機械的に理解して、卑近な性急な実用主義的“役に立つ”歴史を期待しようとする。これは葉史学においても同様、かかる期待がもたれる。

ところで、葉史学の目標とする“葉学”を、現在、葉系大学で実施されている葉学、つまり少なくとも19世紀以来目覚ましい発達をとげてきた西欧系近代葉学と解すれば、それは近代科学であり、近代技術学である。とすれば、この葉学の本質を知るためには、近代科学がその対象に登場する。さらにその認識を深めるためには、近代科学技術以前のそれをも対象とする必要がある。（勿論、この場合、西欧に対する東洋のそれを含めねばならぬ。

こう考えてくると、葉史学の研究は科学技術史の一分科として取扱われることになる。そのような立場に立って、科学史の有効性なるものを考えてみたい。

i) その代表的なものとして、方法論的実用性というものがあり、わが国で戦後、科学史に若い研究者をひきつけたものこそ、この目標設定が主要な側面であった。

これは、マルクス主義という歴史の法則性、つまり社会現象の発展の法則性をつかもうとする法則史観にみならって、科学発展の

法則性を科学史の研究を通して見出し、現在の研究に対する方法論的指針——いわば誰にも使える研究の進め方を教えるもの——を抽出しようとするそれであり、これによって個々の研究能力の向上が期せられる、というものであった。

しかし、これは、戦後わが国科学史研究への関心を高めるのに効果的であったにしても、多くはいちように幻滅を味あわされることになり、”¹⁰⁾ “それだけで研究の学問的根拠を固めることは、結局できなかった”。¹¹⁾

ここで思い出されるのは、有名ないわゆる“昭和史”論争である。すなわち、遠山茂樹らの『昭和史』（岩波新書、初版1955年）に対する亀井勝一郎、篠原一、松田道雄らの批判は、マルクス主義唯物史観の公式的適用に対する論難である。

また唯物史観の立場にたつ井上清は「史的唯物論は、社会構造または社会発展の基本法則を明らかにしているが、それを歴史の研究と叙述の方法論として、具体化して体系づけるまでは、まだ至っていない……」とし、「さらに文化史を対象とすると、史的唯物論はまだきわめて原則的なことしかいえない」¹²⁾ といっている。

「日本の現代史学界はなお、ブルジョア史学対マルクス主義史学、という基本矛盾において理解すべきであるし、研究者は今後の歴史の展開にいかに参加するかを考える必要がある」という門脇禎二の指摘¹³⁾にみるように、両陣営史学の論争を通じ、「日本現代の歴史の展開とともに歴史の科学性と体系性が深められる¹⁴⁾」ということを、唯物史観に対する現在の日本史学界の一つの意見として挙げておく。

なお、歴史の法則性に対する否定意見として、例えばガルドストーンは「歴史の論理性は人間の精神活動の所産であって現実の所産ではない。人間は混沌とした経験に自らの精神の秩序をあてはめようとする。秩序性を歴史の法則と誤って、過去が未来をつくるというようなことがないよう備えねばならない。」¹⁵⁾

といい、和歌森太郎は「過去のいろいろの事態を生み出した要因は、その時代の固有の諸条件であって、それぞれが可能性を与えたには与えたとしても、決定的因子というわけにはいかぬのではないか。その因子の多数がお互に関連し合いながら一つのことを決定していたのである。」「とすると、これがこれから先起ってくるいろいろの事件や事実の因子になり得るものかどうかはわからない。」「少なくともまだまだ今日の歴史研究の段階では、法則性はこれであるといって個々に導き出して、それがすなわち、ほかの事実がみなその法則によって処理されてくる。結びつけられるというふうなものにはなっていない。」とし、「最近の傾向として、いわゆる法則的なものをつかんだ気持ちになって、それをものさしにして別の過去の知識を整理するという行き方がかなり多いが、これは危険」¹⁶⁾だと警告している。もっとも、この点については、歴史の法則性を認める立場の遠山茂樹も、「歴史から学ぶべきものの第一は、歴史の合法的発展の認識である。」「偶然において必然を、特殊において普遍を、これが歴史の法則的把握である。」とし、「法則を固定的に理解し、その物指で現実を割り切り、現実を解釈してみせる、そのような情勢の把握の仕方を排除」しよう、という公式主義の否定をし、「歴史の外にある物指ではなく、歴史の複雑多様な史実の中に貫いているものである。」¹⁷⁾といている。

因みに典型的に位置づければ、唯物弁証法の立場から科学論の一形態として規定される、武谷三男の“三段階論”（いわゆる“武谷理論”）は、日本の素粒子論の発展を方向づけて、その理論の有効性を検証した、¹⁸⁾とされるが、その先導的役割に対し否定意見も出ている。

ii) 能力開発・アイデア開発等の経営学的発想に触発された、“創造性”の科学のための科学史を目標にするそれがあるが、事例の収集と解析という方法に終始する限り、多くの期待はもてない。

iii) 歴史のなかから、当面の問題点解決のヒントを得ようとするそれがある。これによって、何らかのヒントが得られた場合。そのヒントのとらえ方が歴史解釈として誤っていても差支えないが、それをもって科学史研究の目標だとする限りでは、歴史を読みあやまらせることになる。

iv) 歴史のなかから、道徳訓話を求めようとするそれがある。これは天才・英雄主義、先人の功績顕彰史観に通じ、ベルンハイムの教訓的歴史というのがこれである。歴史が政治的に利用され易い立場であり、わが国の“かがみ”の類はこの立場に一致する。君主や政治家たちが歴史を学んだのは、もっぱら歴史から教訓をひきだすため、歴史は人生の最も良い教師だという考え方である。“歴史はくりかえす”という格言は、この立場からきており、“温故知新”も歴史のもつ実用的教訓的性格をよく示している。

v) そのほか、もろもろの実用主義をもって、科学史に期待しようとするが、あらゆる学問の母とされる哲学の有効性と同様、実験技術などの有効性とは、かなり異ったものなのである。

和歌森は、歴史の有効性・効用を二つあげている。

「一つは、今日われわれの身のまわりにある事物の成立したときの時代的な意味、社会的な意味を知ることによって、今日の時代、今の世の中に比べて、問題とする事物が、今日ただいまどんなふうにあったらよいかという判断ができ、歴史によって今を裁くことができる。もう一つは、過去のそれぞれの時代をつかんだことによって、言いかえれば、過去の人々が経験したときの世の中のカラクリを知ったことによって、人間はどんなカラクリの中でどう生き、次のカラクリの中ではどう生きたかということ、次々と見透してることができる。」「このように人間の経験の中から、現在の由来をその成立した時代で説明できるもの、及び過去の人々の追究した課題と境遇の関係を示しながら、現在のわ

れわれの課題を示唆してくれるもの、こうした二つの面を歴史的過去として求めるのである。」²⁰⁾

同様のことは、遠山も「今日の私たちが何をなすべきか、そのことについての正しい判断をもち、それを実現してゆく睿智と情熱とをかちとる基礎を培おうとして」学ぶのであって、「過去に執着するものの慰めや遊びの場ではなく、未来に生きようとする者の、現実的課題を解決する能力を鍛える場でなければならない。」²¹⁾といい、林健太郎は「我々が歴史の観察を通じて未来への何らかのヴィジョンを持つことは非科学的であるかといえば、私がこの点ポパーよりもカーに対して共感をいだく。」²²⁾といっている。

3. 薬史学の意義

まず、薬系大学で薬史学が要求されている要因を考えてみたい。それには薬学とは何ぞやということが第一の問題としてあげられよう。問うという行為は、矛盾や不満の意識的表明であり、薬学の学問的根拠の解明、薬学の認識論を求める立場である。しかし、これは本質的には哲学の問題であって、史学のそれではない。つまり、歴史科学と歴史哲学の違いと同じことであり、これはまた医史学と医哲学(医学原論というが、わが国では一般に医学概論と呼ばれている)の場合にもいえる。

かくて、薬学のおかれている現状をいくら分析してみても、その学問的根拠の解明がでてこないとすれば、哲学の研究が哲学史からはじめられるように、薬学の認識のためにはその発端から現在に至る“歴史”を問題にして、はじめて薬学の姿を歴史的実績として顕現しうることになる。

つまり、薬系大学において薬学史が要求されるのは、薬学の認識論につながる目的のためであり、その結果として必然的にその歴史的推移をとおしてみようとする行為を欲し、それが薬学史へ結びつくのだといえる。だから、たんに過去の出来事に関するもろもろの知識を、物知りの教養としてもとうとうして

いるわけではない。

ところが、一方では、現場の研究者の間に根強く存在する、歴史を無視し、不要とする観念がある。次々と日常の研究の場にもちこまれる新しいデータと知見で応接にいとまのない今日、古くさい過去の歴史など無用の長物にすぎない、というそれである、

これは、現在おかれている状態・立場を不動のものとし、絶対的だとする考え方でもあり、その立場をまもってその延長線に未来像を求める歴史観である、これは広重の指摘しているボルケナウのいう“啓蒙主義的歴史観”であろう。²³⁾

ボルケナウはいう。「啓蒙思想にとって、人間の歴史は認識の不断の拡張、一筋の線をたどる進歩と考えられていた。不変の外界というようなもののなかに諸認識が用意されていて、それらは経験からますます拡張されていくにつれてしだいに摂取される」²⁴⁾

たしかに、巨視的にみれば、近代科学の発展はばく進につぐばく進で、直線的過程であったとみられている。かくて、将来も現点を直線上に延長した上にその発展が約束される、というのである。しかし、それは絶対的だとする根拠は、本当のところ何もない。

現場の研究者にこのような観念を与えた一端的罪は、今までの科学史の在り方にもあった。それは科学史という学問が若いせいでもある。

ところで、わが国における過去の薬学史の研究は、おおむね次の5つの系統から派生してきた、と思われる。

- 1) 昔の物産会の流れをもつ本草会・植物同好会式の趣味的集会、あるいは漢方研究会等の実利的目的などから
- 2) 生薬学的研究、特に生薬材料科学的研究の必要から
- 3) 薬学・薬業の団体または個人の回顧録編纂の一環として
- 4) 科学史・医学史の研究の中で薬物関係を分担する形で
- 5) その他、海外の報文・単行書翻訳紹介の

形で

このうち、2)は実際の教科目に直結し、薬学史の実利性の最も強いもので、特に本草文献学的考証が強調される限りにおいては、薬物の個別史の一つにはなり得ても、それからの飛躍は、別の視点に立って、可能となる。例えば、生薬に関する経済史的、農業技術史的観点からの総合的把握である。

4)のうち、過去のわが国医学史の研究は、日本史学界の初期アカデミズムの影響を強く受け、考証史学とドイツ歴史学派の史料操作の技法とを主な学風としてきた。

しかし、日本のアカデミズム史学が、“紀年論”、“南北朝正閏問題”などによって、消極的実証主義に陥り、「物議をかもすことを恐れるあまり、研究に当たりさわりのない対象を求める傾向を生じ、問題意識を欠除した、瑣末な実証のための実証が流行した。そのあげくには、この消極的な態度こそがアカデミズムの誇りとされ、生き生きとした時代感覚や問題意識を研究に投影することは、非学問的として排斥されるに至った」²⁵⁾のであって、この日本的実証主義の無思想性が権力によって掌握され組織されたとき、途方もない“国体史学”に転落し、国家権力への従属を深めていった。

わが国での医学史の大勢もおおむね、このアカデミズム日本史学に追従の傾向がみられ、戦時下の医道振興、皇道医学などに一役を担う一方、在野派は趣味的逃避の場として閉じこもる傾向をみせた。中川米造は、医師の生活状況を時代相に対応せしめ、その相互関係にスポットをあてて、わが国医学史の性格形成につき「歴史学的考証が次第に深く細密になるのを支えたのは、知識主義であり、さらに明治以来より続いていた開業医の黄金時代の余波であった。知識主義は文人趣味にも通ずる」²⁶⁾とした。

1), 3)についてはあらためて論及するまでもあるまい。

ただここで一言しておきたいのは、実証主義史学についてである。

実証主義は、本来、積極的なものであり、史料批判(考証)は史学の基本である。しかし、考証だけにとどまれば、歴史の戸口に彷徨っていて屋内に入らないにひとしい。史学がかかる考証に終始している限り、歴史の体系や歴史の真実を一般が学ぶことを得ず、その結果、史家を無用のことに終始する閑人とみなすことになる。このため、一般はこのような史家の態度が考証そのものの重要性まで無視し、史料の蒐集・調査の意義を過小評価することになったのである(これが進歩的科学史家と自称する人々の通弊であるとは、小倉金之助も指摘している。²⁷⁾)

ベルンハイムは「史料が現存するか否かは全く偶然の事情にかかっており、史料にもとづく歴史的事実の究明は、たしかに史学の前提をなすが、これに固執すると、無気力な相対主義への転落がまっている」²⁸⁾といい、また、ポパーは「ある理論が裏づけられたといいうるのは、それを支持するような諸事実が見出せた場合ではなく、それを反駁するような諸事実が見出しえない場合に限る」「なぜならもしわれわれが批判的でないなら、自分の望むものは常に見つかるものだからだ。」²⁹⁾といっている。

諺に“悪魔も聖書を引用することができ”というのも、史料というものの両面的価値に対する注意と反省であろう。

現在、われわれが求めようとしている薬学史は、前掲の何れの項の段階を越えたものであることは、既述の目的から明らかであろう。現代のわが国における薬学の立場を発見するための、新しい薬学史が要望されるゆえんである。

因みに、思想的真空に陥ったわが国アカデミズム実証主義史学がなしとげられなかった多くの重要な仕事は、むしろ正統的国史学の外側にいる学徒、例えば法制史・経済史・精神史などの畑の手でなされてきた点が注意されよう。

小倉金之助は、1956年の日本科学史会総会において、解説風な科学史の多いわが国科学

史の現状を批判し「私は以前から科学史の名に値するような科学史は、少くとも科学発展の前途を照らすもの、“科学の前進のために照明をあたえるもの”でなければならないと考えてきました。それに何よりもまず真剣に研究された独創性のあるものでなければならないと、今日でも考えております。そうでなければ科学史とうものは、ただ数学や物理・化学や生物学や技術などに寄生している、いわば寄生虫的存在であると信じます。」³⁰⁾ といっているのは、これからの薬学史の場合にも考えるべき点である。

4. 薬史学の方法論

薬史学は“薬学”研究の一分野であっても、その研究方法は史学（歴史科学）のそれに準拠し、なされる。

だから、科学者として著名であり、ある特定分野の研究の科学的業績に優れた成果を収めた人でも、必ずしも立派な科学史の研究者たりうるものではないという点で、サートンのいう“アマチュア科学史家”批判がある。つまり、歴史研究としての立場が前提となっていなければ、例えば物理学の内容に習熟しているだけで、物理学の“歴史”もまた気軽に研究できる、と考えるような安易な態度ではいけないのであり、物理学の法則そのものをいくら知っていても、物理学史は解明できないのであって、物理学的発明をうながした社会的・制度的な諸条件はなんであったか。また物理研究を阻害した要因はなんであったか、といった社会学的・経済学的・心理学等々の、つまり物理学以外の諸科学の法則を考慮しなければならなくなる。³²⁾

物理学の如き、いわば純粋科学と目されるものにおいて、なおかつそうであるとするならば、技術学の範疇に入る医学・薬学における歴史学的解明は、より社会的因子の考察が大切となってくる。

本来、史学（歴史科学）は諸科学のさまざまな法則を採用・前提とするだけでなく、それらの諸法則のいわば交叉・相関関係を問題

にする立場にあることを忘れてはならない。

記述・叙述の歴史（経験的・実用的）から理論の歴史（批判的）へというのが近代史学の立場であり、これを暫定的・便宜的にすぎないが、学説史と社会史に大別して考えることができる。

学術論文の緒言・巻頭言に記される学説・研究の変遷史的記述、さらに特定分野の綜説などは、狭義の学説史には違いないが、多くは創造性の結果の羅列——つまり研究者が最後に解決した到達点に焦点をあわせ、現代の時点での理解と評価にてらして、その成果の理論的意義のみを重点的につかむ“採点主義”ともいうべきもの——に終始し、創造の過程そのものへの歴史的関心はうすく、きめの細かい解析に欠けるものが多い。

ここでいう学説史とは、学説の内的展開そのものを主軸に、歴史的に制約された社会的諸関係の内在的浸透を、具体的史実でとらえ、十分に解析したものでなければならない。この面の解析が深まれば、もはや学説史と社会史という便宜的な分け方は不要となろうがこれはいうべくして仲々困難な問題である。ここに社会学者ないし一般史家との協同研究がさげられるゆえんである。

例えば、小倉は既述の1956年の日本科学史学会総会において、二三の希望をのべた中に、歴史の諸学会と密接な連絡をとれと、次のようにいっている。

「そしてそれにはどうしても歴史の諸学会との協同研究に待たねばならないことがきわめて多い。それも細々しい枝葉の点ではなく、むしろ科学史の根本的な諸問題について、とくに協力を必須とする……」³⁴⁾

このような社会的要因の科学史への導入は、ヘッセンの報告³⁵⁾のインパクトとして起り、いわゆる社会派科学史家を出現せしめた。わが国ではよく知られている、ハクスレー、バナール、ホールデン、ホグベン、クラウザー、ニーダム、リリー、メイソンらの英系科学史家、ジゲリスト、テムキン、シュライヨックらの歴史学者はこれに属する。

ハーバード大学のコナントは、科学者ないし科学教育・行政家の立場から科学史を見ており、常に現代の問題意識から出発する。だから、事例に現代科学につながるもののみを選び、現場の研究の経験を終生もたない文科系学生には、生きて発展しつつある科学を理解するセンスを、また将来研究の現場に入る理科系には、科学史を通じて社会的背景に対する関心をひき出そうとする。³⁶⁾

一方サートンは文明史観の立場から、科学の実用的効果だけでなく人間精神のあらわれとして捉えようとして、総合科学史³⁷⁾を試みたが、統一・総合・全一的な科学史という立場は理想として求められても、今のところ「漠然としたものに止まる」³⁸⁾と批判され、ギリスピーはサートンには議論がなく思想性がないとし、科学の精神史的源泉を探究するコワレに親炙した。³⁹⁾

なお、サートンはダンネマンの著作⁴⁰⁾は初步的で全体的に不十分であり、利用しなかったといっており⁴¹⁾、岡邦雄もダンネマンの方法や体系に学ぶところがないといい、サートンをブルジョア科学史の代表ときめつけているのは、⁴²⁾唯物史観の立場を表明するものであった。

同じく唯物史観に立つ小倉は、ヘッセンよりも早く科学と社会の関連をとらえ、⁴³⁾先駆的役割をみせたが、科学をイデオロギーとしてみるという限界があり、科学と社会の関連のとらえ方が外的なものにとどまっているという、広重の批判がある。⁴⁴⁾

このように、社会的要因の科学史への導入（いわゆる科学の社会史）は、多くの場合、科学と社会の外的関係をとらえたにとどまっており、その両者の相互浸透——科学の歴史的展開を内在的につらぬく社会的諸関係——を全面的に明らかにし、社会的諸条件と科学の内部構造との関連を追いつめるところまで進んでいないものが大部分を占める。

しかし、この場合要求されることは、無制限に社会的な歴史との関連を考慮に入れることではない。もしそうなら、科学と社会の相

互作用の分析の複雑さを胚胎させ、新しい混乱を示唆するからである。

ところで、科学史は本来全体・総合へむかう傾向があり、これによって専門的狭小に陥るのを防ぐ。しかし、この科学史の総合・統一を科学の分化廃止の要請と理解してはいけない。その対象となるのは、研究が専門的分化することなのではなくして、人間に関することがらについて専門家が近視となり、一方的となり、あるいはいじけてしまうこと、またこれによって人類社会また国家社会の一員としての役割を拒否することである、とはシュテアーリヒの指摘するところである。⁴⁵⁾（彼はこれを科学そのものの罪でなく教育制度の問題だとする）

現在のアメリカにおける科学史研究の動向は、文献学は古典学者に、社会史は一般史家に、狭い範囲の学説史は専門学者の古手に、そうして科学思想史を科学者がとり扱うという傾向をみせているのは科学史家の職業化に起因するという。⁴⁶⁾科学史家でなくては扱えない独自のものを打ち出そうとすると、どうしても科学思想史が中心テーマになる。この場合、中山茂によれば「学問の性質上、（純粋）精密科学では思想史のアプローチが強く、まだ容易であり、医学では社会史的側面が強く出てくるが、昨今の科学思想史のアプローチの流行（および戦後の一時期にアメリカを支配した、唯物史観的・社会史のアプローチに対するためらいにともなって、医学史を中心にした生物科学思想史に伸びる気運があるように見える）」⁴⁷⁾という。

もっとも、ジョンズ・ホプキンス大学にウエルチ（Welch, W, H）が医学史研究所を創設したころは、“まだ専門的研究分野としての医学史への認識は固まっておらず、ただ医学生に人文的・人道的教養を与え、また専門分化してゆく医学の各ブランチに対して共通の広場を提供するもの、という漠然とした理由で、医学史は医学部の同僚に支持されるだけであった。”⁴⁸⁾これはのち、その所長の地位についてジゲリスト（Sigerist, H. E.）⁴⁹⁾

とその後継者テムキン (Temkin, O.) さらにシュライヨック (Shryock, R. H.)⁵⁰⁾ らによって、はっきりと医学の社会史的アプローチの線が打ち出された。

そして、最近のアメリカにおける医学史の研究は、NIH (National Institutes of Health) のファントが出ているものが多いことに注目すべきであろう。これは政府当局 (Department of Health, Education, and Welfare) が医学史を医療政策面で利用価値ありと判断している現われであろう。しかし、アメリカの最近の日本ブームの底流として、喜志哲夫が指摘するように、日本研究 (特に日本の近代化の問題) が少なからず政府の金、それも防衛予算によってまかなわれており、「もちろん軍事的な意味があるが、この場合には外交や経済をも含めて、アメリカが国家としての安全を保ってゆくためには、日本研究が必要だと、アメリカの政府が考えている」わけで、同じ金は中国研究にも使われている、という風潮をみると、現代の科学が体制的・構造的な問題として把握されねばならぬ点で、科学者の反体制意識、歴史観の問題として考えねばならぬことであろう。

ところで、医学の究極の目的は“認識”ではなくて、“実践活動”にある。

認識、つまり“知ること”を目的とする科学に対し、実践活動、つまり“つくること”——病気を治すこと、予防すること、さらに健康を増進させること——を目的とする技術学が医学である。個々の科学をいくら寄せ集めても技術学は生まれず、ものはつくれない。“つくる”働きは真偽が問題なのではなく、適不適が問題となり、採るべき手段の選択が重要である。

医学の対象は生体である。その生体および生体群は、それがおかれている自然と社会の構造の変化と切りはなしては考えられない限り、人間の自然的・社会的側面の科学的把握が医学の研究に必要なのである。

“薬”は医学の実践活動・技術面の一翼を担うものであり、それ単独に社会に存在しう

るものではない。

かく考えてくれば、薬学もまた医学と同様、技術学であり、医学と共存して人間・社会に結びつく。

かくて、これからの薬系大学における薬学史は、薬学の内面的発展過程を技術史的・思想史的に掘り下げると共に、薬学の社会史的アプローチを強力におし進める方向のものであることが必要であろう。特に、わが国の薬学アカデミーの研究に、純粋自然科学的興味への傾斜が強かった歴史的な性格から、薬学徒の社会的関心が稀薄しいるにおいておやである。

このような薬学史を樹立するためには、薬系大学における薬史学研究体制の場の設置が優先する。これによって、研究者の層を厚くすることが何よりも必要である。

但し、薬史学的研究者の養成は、薬学史のレベルアップに欠かせないとしても、その研究指向が、“薬”学をはなれてなされることは、厳にいましめねばならない。つまり、薬史学の目標を見失ってはいけないということである。薬学徒のための薬学史とは、薬学の学問的根拠、薬学・薬業の社会における意義、薬学・薬業人の社会的責任等を十分認識せしめ、わが国薬学・薬業の発展を期するためのものでなければならぬからである。

そのためには、常に第一線の薬学・薬業の問題意識を反映させる薬学史の研究であらねばならない。わが国の過去のアカデミズム史学の陥った思想的真空から、歴史の実践性を放棄し、正しい事実であるかどうかを微に入り細を穿ってせんさくすることにもっぱら情熱をそそぎ、“何のために”という問いから逃避しようとすることは勿論のこと、ややもすると顕彰史観・道徳訓話史観などがはびこり、その面で時の権力に利用される場を提供する。というようなことのないよう、留意すべきであろう。

[文 献 と 註]

- 1) ベルンハイム、坂口・小野共訳：歴史とは何ぞや；岩波文庫 p. 121.

- 2) 同上, 矢田俊隆解説 p. 271
- 3) わが国では, 坪井九馬三「史学研究法」(明36)が“歴史の種類”として, 第1種物語, 第2種かがみ, 第3種史学をあげているは, これによったものである.
- 4) 大久保・海老沢共編: 日本史学入門, p. 12.
- 5) ベルンハイム: 前掲書 p. 266 矢田解説による.
- 6) 同上 p. 270
- 7) 大久保・海老沢共編; 前掲書 P. 12 同氏論文.
- 8) 岩波講座日本歴史別巻1, p. 61
- 9) 例えば, 市川亀久弥はその著書『独創的方法論』(昭20)において, 「歴史をひもとく学術的意義に二つある. その第一は歴史の発展法則そのものを自覚すること, 第二はこれを吾々人類の目的活動に逆利用すること」「科学史・技術史上において, これを歴史的に且つ帰納的に理解することにより. 獨創的研究者が特に必要とする研究方法論上の指導原理を導出し得る」と今次大戦末期に唱道しているもの, この考え方である.
- 10) 広重徹; 科学と歴史, p. 6.
- 11) 辻哲夫ら; 現代物理学の形成, p. 2.
- 12) 井上清; 現代史研究方法の問題点, 思想1957年5月号.
- 13) 林屋辰三郎編: 日本史研究 序説, p. 169 同氏論文.
- 14) 同上 p. 170.
- 15) ガルドストン, 中川米造訳: 社会医学の意, 味, p. 2.
- 16) 和歌森太郎: 歴史学, p. 21
- 17) 遠山・佐藤共編: 日本史研究入門, p. 4
- 18) 武谷三男編: 自然科学概論 II, p. 175
- 19) 広重徹: 前掲書 p. 14.
- 20) 和歌森太郎: 前掲書, p. 23
- 21) 遠山・佐藤共編: 前掲書, p. 1
- 22) 林健太郎: 現代歴史学の種類, 中央公論, 昭37. 5月号 p. 104
- 23) 広重徹: 科学史の現代的意義とは, 科学史研究 No. 6, p. 316, 1962
- 24) ボルケナウ, 水田ら: 訳封建の世界像から近代的世界像へ, I, p. 40.
- 25) 岩波講座日本歴史別巻 I, p. 91.
- 26) 中川米造: 医学の盛衰, 医学史研究 No. 6 p. 312, 1962.
- 27) 小倉金之助: 科学的精神と数学教育, p. 181.
- 28) ベルンハイム: 前掲書.
- 29) ポパー: 歴史主義の貧困, 林健太郎前掲書所引.
- 30) 小倉金之助: 科学史研究 No. 39, p. 2, 1957.
- 31) 辻哲夫ら: 前掲書, p. 3.
- 32) 市川三郎: 科学時代の哲学 II, p. 156
- 33) 辻哲夫ら: 前掲書, p. 6.
- 34) 小倉金之助: 科学史研究 No. 39. p. 1, 1957
- 35) Hessen, B.: The social and economic roots of Newton's Principia は 1931 ロンドンにおける国際科学史会議で報告された. (邦訳は唯物論研究会訳: 岐路に立つ自然科学, 1934年に収む.)
この報文が各国の学界に衝撃を与えた背景には, 世界的大不況下におけるファシズムの危機への抵抗がある.
- 36) 中山茂: ハーバード大学における科学史の課程, 科学史手帖 2, p. 10, 1964
- 37) Sarton, G.: Introduction to the History of Science, 1927~48; 邦訳・平田寛訳: 古代中世科学文化史 I~V は, 14世紀までをあつかって未完となったが, サートンのライフワークとして有名.
本書について小倉金之助は, 纏った“科学史”というよりも, むしろ“主要事項を簡単に記銀し, 今後の研究に資する文献学的報告を備えた便覧”として, モニュメンタルな作品の名に値する, といっており(科学的ヒューマニストの言葉), さらに宗教史をば多分にとり入れながら, 経済・政治と科学との関連を余りにも無視したことは, 従来の科学史に根本的な欠陥を暴露したものであり, 彼の大作が何らかの意味においても統一され得なかった(科学的精神と数学教育 p. 184) といっている.
- 38) 田中美知太郎: 講座哲学大系(3), P. 389.
- 39) ギリスピー, 島尾永康訳: 科学思想の歴史, 訳者あとがき, p. 336.
- 40) Danneman: Naturwissenschaften in ihrer Entwicklung, 4 Bde: 邦訳. 安田・加藤共訳: 大自然科学史
- 41) サートン: 前掲書: 邦訳(I) 序章 p. 85.
- 42) 岡邦雄: 自然科学史(I) 序.
- 43) 小倉金之助: 階級社会の数学 1929, 階級社会の算術 1929 等をさす.

- 44) 広重徹：小倉金之助と近代日本科学史，科学
と歴史所収 p. 74.
- 45) シュテナーリヒ，菅井準一ら訳：西洋科学史
(上) p. 31.
- 46) 中山茂：科学史研究の動向，科学史手帖 4, p.
11.
- 47) 中山茂：科学史手帖 5 P. 11
- 48) 同上 p. 10
- 49) シゲリストの主著としては，未完の“A His-
tory of Medicine” 2 巻があり，歿後遺稿集と
して，“H. E. Sigerist on the Sociology on
Medicine.” および “—— on the History of
Medicine” が出た。邦訳では，津田安訳：ソ
ヴェートの社会と医学，昭27. がある。
- 50) “The Development of Modern Medicine,”
邦訳・大城功訳：近代医学発達史が有名。
- 51) 喜志哲夫：米国の「日本ブーム」の底流，朝

日新聞夕刊掲載昭42. (月日失念)。

本稿は昭和42年4月8日於京都大学・第24回
日本薬学大会薬史学会におけるシンポジウム
『薬史学の在り方——特に薬科大学における薬
学史について——』の発言用として準備したも
のである。

本来ならば，当日のシンポジウムの討論をお
りこんで補訂すべきものであるが，学会当局の
要請によって事前に提出せざるを得なかった。
この点諒承載きたい。

なお，学会当局からこのシンポジウム発言用
として小生に与えられた演題は，『薬史学的に
薬学史を論ず』であったが，本シンポジウムの
本旨および他の発言者の演題を勘案し，本稿で
は表題に変えたことをおことわりしておきた
い。(昭和42年3月1日記)

Establ. 1870

HEIANDOO PHARMACY

5-78 Aioityoo, Nakaku, Yokohama, Japan.

Tel. Yokohama: 045-681-3232; 3233.

Dr. TOOTAROO SIMIZU, Pharmacist.

Professor of Pharmacy TOHO UNIVERCITY, Tokyo

Member of l'ACADEMIE INTERNATIONALE D'THISTOIRE DE LA PHARMACIE

Member of THE JAPANESE SOCIETY OF HISTORY OF PHARMACY, Tokyo

HUZIO SIMIZU, Chief Pharmacist.

創 業 明 治 3 年

平安堂薬局

横浜市中区相生町5-78 (馬車道)

電 話 (045)-681-3 2 3 2, 3 2 3 3

東邦大学教授 薬学博士 清 水 藤 太 郎

薬 局 長 薬 剤 師 清 水 不 二 夫

蒼耳の利用文化に関する研究^{*1)}三 浦 三 郎^{*2)}

Saburo Miura: Studies on the cultures based on the utilization of the *Xanthium strumarium* LINNÉ.

The culture of "Fladenqflanzen", which had been devepoped on the ancient China, is studied through the collection of the cultures based on the utilization of *Xanthium strumarium* LINNÉ, described in the Chinese Botanies. Then the author referes to the character of the Japanese Botanies.

(Received October 20, 1967)

わが国の山野に広く自生している史前帰化植物である蒼耳 *Zanthium strumarium* LINNÉ. について、中国の本草書に記載しているその利用文化を検索し、また大陸に展開した餅餠作物文化の本質を考究し、併せて日本本草の性格を考察しようとするのが拙論の目的である。

1) 蒼耳の異物同名と同物異名；中国において蒼耳の利用は周式銅器盛行時代の詩にその採集が詠まれ、また漢代の農家経営における生活指導書として編纂されている農事暦にもその採集時期が指示されている如く、蒼耳は大陸庶民の基層文化に極めて密着している植物である。従ってこの植物の呼称については地域社会ならびに時代によって個有のものが多く、それらの名称とそれを記載する本草書との関係を系統図に試作すれば次の如くである。(次頁図参照)

これら中国唐代までの本草書に記載されている蒼耳の同物異名の殆んどが、わが国平安朝の本草書に紹介され、その和訓として何れ

も奈毛美を当てている。一方、めなもみの呼称は鎌倉期の随筆文学徒然草¹⁾に現われているが、蒼耳の和訓として乎奈毛美を当て、従来の奈毛美やめなもみと区別しているものは、江戸期に板行された箋注倭名類聚抄²⁾を以って嚆矢としている。

2) 採集的記載について；

i) 詩經³⁾；采采卷耳

ii) 楚辞⁴⁾；蓼蓼施以盈室兮

iii) 四民月令⁵⁾；五月五日，可作酢。合止利黄連丸，霍乱丸，采蒺耳。取蟾諸，廿合創藥，及東行蠅蚘。

七月七日，……遂行麴。及磨。是日也，可合藥丸及蜀漆丸。作乾類，采蒺耳也。

iv) 新修本草⁶⁾；實熟時採

以上、中国漢代までにおける蒼耳の採集は食菜（詩經）纖維（楚辞）合法藥（四民月令）などに利用することを目的にしている。

3) 栽培的記載について；齊民要術⁷⁾；董及胡蒺子，熟時収子。後又冬初畦種之。開春早得。美於野生，惟穢為良，尤宜熟糞。

中国の古代において蒼耳を春菜として供食するため栽培していた。しかし、穀斗に包まれている蒼耳の2個の種子は、その種皮構造は3層からなり、O₂の透過性極めて悪いことが知られている⁸⁾。播種期を初冬に選んでいる理由は、自然凍結により生ずる種皮の亀裂をまち、O₂透過性の改善をはかって発芽を促すにあったものと考察される。春早く収穫

*1) 関屋，三浦：第11回日本薬学会大会講演要旨（1961）

*2) 山之内製薬中央研究所 *Research Laboratories, Yamanouchi & Co. Ltd.*

1) 吉田兼好；徒然草，上(1332)

2) 狩谷腋斎；箋注倭名類聚抄，草 10 (1828)

3) 詩經国風，周南，世界文学大系 7A，筑摩書房版（1961）

4) 楚辞；離騷，世界文学大系 7A，筑摩書房版（1961）

が可能であり、野生のものより味もよく、密生栽培するもよく、下肥を施したものは尤も宜いとされている。

4) 救荒植物的記載について

i) 隱居本草⁹⁾；僉人皆之食。

ii) 救荒本草⁹⁾；採嫩苗葉燂熟，換水浸去苦味，淘淨，油鹽調食。

其子炒微黃，搗去皮，磨為麪，作燒餅，蒸食亦可。

iii) 山家清供⁹⁾；其子可雜米粉為糕，故古詩有碧澗水淘蒼耳飯之句云。

中国6世紀，齊民要術および隱居本草の時代において庶民の食菜として賞味されていた蒼耳も、15世紀，明初の救荒本草以降は救荒植物のカテゴリーに入れられている。蒼耳子は炒って果皮を去ってから、煎食や蒸食すべきものと説かれている理由は、その果皮に含まれている未詳の有毒物によるものと思われる。また南方てにおいて糕に作り、また混飯すべきものとしてその調食法においても地方的な特徴がみられる。

5) 油糧植物的記載について；救荒本草⁹⁾

a) 或子熬油点燈

b) 又曰油可食，北人多用以燂寒具

蒼耳子は古くから油糧に利用されている。

その脂肪含有量は15.6%，その脂肪酸は lino-

leic acid 63%，oleic acid 28% unsapon. 0.4% その他かなり、¹⁰⁾ 利用価値極めて高いものである。そしてその油脂は燈火に供せられ、また大陸漢民族にとって民族食の一つである寒具の揚油としても（抽油としても）賞用されている。

6) 作麪的記載について；

i) 四民月令；七月七日遂作麪，……作乾糗，采蕙耳也。⁵⁾

ii) 齊民要術；……劉胡臬煮三沸……*³⁾

iii) 齊民要術；……桑葉五分，蒼耳一分，艾一分，茱萸一分，……*⁴⁾

iv) 齊民要術；桑葉胡臬葉艾各二赤……*⁵⁾

v) 齊民要術；……無蕙葉者，劉胡臬，擇去雜草，無令有水露氣，候麥冷，以胡臬覆之，*⁶⁾

vi) 本草綱目；……以葉覆麥作黃衣者…¹¹⁾

中国における伝統的薬用酒の製造技術は、版図が江南に拓かれた唐宋時代に、造酒法の発達を促す材料が備わり、宋代朱廣の北山酒經（1117年）に知られる如く、東アジア犁耕文化展開の定式を表現するにあらゆる種類の酒とその製法がこの時代に出現している。しかし、穀類に醸酵化学的に成分変化を与える、醸造法の分化・定式化の成立はそれよりも古く、6世紀における後魏・賈思勰の齊民要術にすでにその方向づけが見られる。

中国の伝統的醸酒に利用する糸状菌の培養物（麪）の原料に、古くは穀類の全粒が用いられ、その糗（いりごめ）を利用する。

a) 撒麪（ばらこうじ）系として

i) 糗そのものに糸状菌を發育せしめた黄衣（ざらこうじ）と

ii) 糗の搗碎粗粒を原料とする黄蒸（こなこうじ）（女麪・麦麪）ともいう）の2種類がある。

撒麪系を中国における粥飯作物 Bleipflanzen 文化の展開物とすれば、続いて出現した餅飽作物 Fladenpflanzen 文化の展開物として、穀類を粉にしこれに水を和して捏合し、丸めて麪室に臥せ、糸状菌を附着發育させることによって作る。

b) 餅麪系として

5) 漢・崔寔；四民月令，石声漢校注（1965）（中草書局）

6) 李勣・蘇敬；新修本草，卷8，草部中品，臬耳（岡西為人；重修新修本草（1963年）を引く）

7) 後魏・賈思勰；齊民要術，卷3，28篇（萬有本を基にして）

8) 中山包；発芽生理学（1960）

9) 吳其濬；植物名実図考卷7（商務印書版）を引く

10) C. A. 53 10807（1959）

*3) 齊民要術；卷7，造神麪并酒等第64，又作神麪方。

*4) 齊民要術；卷7，造神麪并酒酒等第64，河東神麪方。

*5) 齊民要術；卷7，法酒第67，大州白墮麪方餅法。

*6) 齊民要術；卷8，黄衣，黄蒸，及蘖第68，作黄衣法

*7) 本報における麪類の和名は熊代幸雄訳，齊民要術（1959）（東大出版部）に従う。

i) 原料に炒麦のみを使用する笨麴(もとこうじ)と*7)

ii) 炒麦・燕麦・生の小麦をほぼ同量混合したものを原料とする神麴の2種がある。

中国における原初的な麴に属す撒麴類は上古に麴とよばれ醴(こざけ)の製造に利用されている。しかし、**齊民要術**の農耕文化の段階においてはこれら撒麴系による醸酒の用途はすでに廃れ、撒麴それ自体が農産加工の最終物として、医薬・食品・調味料に利用される外、酢・醬・鼓・菜菔・腓肉など、飲酒以外の糖化・醸酵の用途に当てられている。代って醸酒用麴としては醸酵行程に生成する酒精に対して耐性の強い餅麴系が用いられるようになっている。

中国における麴に見られる撒麴系と餅麴系との分化・定式化に伴って、撒麴の古名麴は麴から麦芽を指す用語に転換を遂げ、一方、麦の実体も飴湯に転換し、麴は専ら錫餽(みずあめ)の製造に利用されるに至っている。¹²⁾

何れにせよ、中国における粥飯作物文化と餅飽作物文化を表現する、撒麴系と餅麴系との分化・定式化の方向づけが見られる、作麴技術上の文化的分岐点に当る時期において、蒼耳の作麴の利用法が見出される現象は見逃すことは出来ない。

7) 造穀芽酒の記載について本草綱目¹¹⁾ 蒼耳嫩葉一石、切、和麦蘖五升、作塊、於蒿艾中二十日、作麴。取米一斗、炊作飯、看冷暖、入麴三升釀之、封二七日成熟。……孟詵食療本草。

造酒に穀芽酒を欠如している現象は、東アジア犁耕文化の特徴の一に数えられる。しかし、例外として麦芽を用いる伝統的造酒法が4例ほど知られている。その1例は唐代・孟詵の**食療本草**(佚)(701年)に記載するものとして、上掲の如く本草綱目が引用してい

る。すなわち、刈切した蒼耳の嫩葉に麦蘖を加えて塊状にし、これを蒿艾(かわらよもぎ)の中にかこって南方系の草麴を作る。この草麴を糯米飯に加えて醸酵することにより、ビール・タイプの醸酵薬用酒を醸造する方法を紹介している。

その他東アジアにおける穀芽酒をあぐれば、**北山酒經**に述べる酒糟に麴と蘖*8)を加えて醸す猥酒、これと類型のわが国延喜式(907年)にみられる重醸酒、また**成形図説**(巻11農事)に紹介する麦芽末を混合する琉球の口嚼酒の存在が知られているに過ぎない。

何れにせよ、蒼耳葉に麦芽を和して作る南方系の草麴を用い、近代的実生産も可能なものと思われる。醸酵薬用酒の製造法は、極めて稀な例に属するものといわねばならぬ。

8) 防虫剂的記載について；齊民要術；

蜜一升、水三合、封著器中、與少胡菱子著中以辟。得生虫。*9).....

蜂蜜を原料としその自然醸酵によって得られる食酢は、正月の旦に作り、九月九日に熟れるものと述べている。従って長期に渉る醸酵には防虫剤の添加も考慮され、その目的に蒼耳子が撰ばれている。

生薬は地理地域における自然的生産要因を表現している薬物である。従って生薬の来源、すなわち育地の環境によって、その形態や性状、含有成分の消長などに見られる地域的な特徴も蓋然性がある。また地域社会に個有的特徴ある民俗的な利用法のみられる薬物でもある。

古代中国において医学や本草学が体系づけられるその以前、**四民月令**に示されている如く、薬用植物の栽培と集産、製薬加工などは富農的自給経済の一環として作業が進められている。¹²⁾ 従って生薬は古代においては庶民の生活文化、すなわち地域社会における民族の基層文化に密着した生活資料であったと見做すことが出来る。

一方、欧州や中国大陆にみられる如く、農耕文化における粥飯植物文化と餅飽植物文化

11) 明・李時珍；本草綱目，巻15，草之四，泉耳(張大中校本)(商務印書版)

12) 三浦；漢薬の修治論と中国薬用酒，日本東洋医学16,3。(1967年)

*8) 明代の本草綱目や北山酒經に記載する蘖は麦芽を意味する。

*9) 齊民要術；巻8，作酢法第71，外国苦酒法。

の分化・定式化は、わが国農耕社会においては明瞭を欠いている。華北乾燥地畑作を基幹とする中国農法と異って、弥生式稲作を踏襲するわが国農耕文化においては、長期に渉る封建的収奪と相まって、餅飽作物文化はさして進展をみず、作麴技術にしても日本麴は古代中国の原初的麴である撒麴、すなわち米粒に *Aspergillus oryza-flavus* 一種類のみ自然純粹培養された 粥飯植物文化の展開物に属するものである。

中国本草に記載する蒼耳の利用文化の多くは、ある程度の進化を遂げた第2次農産加工品に属している。

従来、わが国の本草書は中国本草の発達を促してきた、地域社会における漢民族の基層文化の進展に対し、これを追及する努力を怠

っている憾みがある。植物が本草の薬物として利用されるまでの過程において、庶民の生活資料として幾多の利用価値が見出され、その一環として経験法則的に薬物の価値も成立するものであることは、蒼耳の利用文化を学ぶことによってこれを知り得るところである。

弥生式稲作文化を踏襲するわが国農耕文化の展開物の中に、中国における蒼耳の如く、大陸庶民の基層文化に密着した多岐に渉って利用法の知られている野草は、これを見出すことは出来ない。

終りに本研究に御指導賜りました宇都宮大(農)教授熊代幸雄先生、また有益なお示唆を賜りました東京大学(薬)教授柴田承二先生、東京薬科大学教授藤田路一先生に謝意を表します。

朝夕一杯! 中将湯が貴方の健康を ととのえます



中将湯をお茶がわりに、毎日つづけておのみください。ティーバッグですからお手間はとらせません。お湯を注ぐだけでできる手軽さ、漢方独特の香りが漂い、16種の薬草の有効成分がじっくり体のすみずみまでゆきわたり、体をあたためます。

効能—疲労感・頭痛・肩こり・めまい・生理痛
生理不順・冷え症・産前産後・更年期

婦人良薬

中将湯

150円・300円



株式会社 津村順天堂

東京都中央区日本橋通3～8

— 史 料 —

薬局制度とフリードリヒ二世の医薬法

清水 藤太郎*

Tootaroo Simizu ; The Scope of Pharmacy and the Constitution of Friedrich II.

医薬の制度は、関係者の教育、試験、業務など、多方面にわたっているが、ことに薬局制度には、次の規正を必要とする。

1. 医師、薬剤師の、人的、物的分離
2. 薬局の公的監視
3. 処方および薬局方の厳守

その外に

4. 薬局設立の規制（数および設備）
5. 薬価の公定

そしていわゆる「医薬分業」とは、この (1) であって、その制度としては

- A. 医師の薬局所有を禁じ
- B. 薬剤師とのなれあいを禁ずる。

たとえば

- (1) 処方箋を特定の薬局に行くように指示することを禁じ、(2) 特定の薬局でなければ、判読し得ないような「暗号処方」を禁じ、(3) 割りもどし（リベート）の授受を禁ずる。

のである。

医と薬を分離したのは、学術上、調剤は医師とは各別々に訓練された技術者を要するのみならず、業務上、診察と投薬を同一人、同一経済に行なうと、往々にして

1. 手持ちしない薬品は用いない、また収益の多い薬だけを用いる
2. いらぬ患者にも薬を与えて収入の増加をはかる。手持ちがあると不適当な患者にもそれを与える。
3. 薬剤を予製しておいて、不適当な患者にもそれを与える。

という医療上の弊害（ゴマカシ、fraud）を生じ、大いに薬用を不経済なものにする。わ

が国の健康保険の薬品費が、他の文明国と比して3倍以上も要し、薬の世界的乱用国となったのは、実に医薬の非分業国のあらわれである。現今世界の文明国で医師が薬を売る国は、わが国と韓国と中国の中の台湾省だけである。欧州においてこの医薬の分業を施行したのは、13世紀において、ドイツ皇帝フリードリヒ二世が、南イタリアの両シシリー国に公布した「医薬法」を最初とする。

フリードリヒ二世 Friedrich II (1194—1250) は 23世ドイツ皇帝 Hohenstaufen 家のハインリヒ六世 Heinrich VI (1165—1197) と、シシリー王ローゲル二世 Roger II (1097—1154) の娘コンスタンツェ Konstanze (1146—1198) の間に生れた子であって、3才で父が死に、4才で母が死に、直ちにシシリー国王となり、17才で第26世ドイツ皇帝となり26才で戴冠し、31才でエルサレム王の娘と結婚してエルサレム王を兼ね、1231年 (37才) で憲法 Constitutiones を公布し、1240年憲法を追補した。1250年 56才で死んだが、かれは1213年サレルノ大学に医学校を復活しナポリに大学を創設し医学校を附した。

フリードリヒ二世はイタリアの Ancona に近い Jesi で生れ、シシリー島の Palermo で生長した。かれは幼にして孤児となり、青年に達するまで国内に混乱状態が続いたが、シシリー島は東西の文明の接点であったので、かれは幼時からマホメット教、ユダヤ教、キリスト教の人人と接し、ドイツ、フランス、イタリア、アラビア、ラテン、ギリシャ語などを自由に話し、当時の最高の科学者、医学者、博物学者、第一流の立法者で、インギンで、ミワクの的で人ずきのする、薄情で尊大で、最もかがやかしい統治者で、Stupor

* 東邦大学薬学部

mundi et immutator mirabilis (すばらしいバカ者で、フシギな変り者) といわれ、また、美術と科学のパトロンで、詩人で科学者で、かれの著書(動物学)は当時の最高のものであった。その宮廷はフランスやドイツから来た学者、叙情詩人、恋愛詩人の会合のセンターで、軍隊の本部であった。かれは純理論者で占星家を顧問とし、他国の宗教および文化に寛大であった」という。かくしてかれはパレルモに来る世界のあらゆる文化に接し、最良で最も効果ある制度を採用し、この憲法を作った。

医薬法の本文は、この憲法(3冊)の第3巻の章の44, 45, 46, 47章の4章から成る。しかしこの44などの番号は、後世になって便宜のために附けたもので、本文には番号はついていない。このうち44, 45, 47章は、1231年の憲法にあり、46章は1240年に追加したものである、また44章は、母のコンスタンツェの父 Roger 王の法律を継承したもので、45, 46, 47章は、フリードリヒ二世の制定である。従って古書には44, 45, 47, 46章の順になっているものもある。

フリードリヒ二世医薬法の本文

(44章) ロゲル王

医術を行なわんとするものに。

「今から医術を行なわんとするものは、国家が委任した専門家の試問を受けなければならない。

これに反する者は、全財産を没収し、禁固刑に処する。

これは民衆が、医師の無経験により、健康を害するのを用心したのである。

(45章) フリードリヒ皇帝

教授会の証明書の無いものに医術を禁止。

国民保健のため、医師の無経験により起る重大な欠陥と、回復し得ない害を生ずることを考えて、あらかじめサレルノ医学校における教授会の公開討論による試問によって認可されたものでなければ、今から医師と称して医療に従事してはならない。

これに反するものは財産を没収し、1カ年

の禁固に処する。

(46章) フリードリヒ皇帝

医師について

医学は論理学の知識がなければ学ぶことができないから、少なくとも3カ年間論理学を学んだものでなければ医学を学んではならない。後、5カ年間医学を学び、その間に医学の一部たる外科医学を学ぶ。

後、試験により許可が与えられる。

医師は薬剤師が劣等な薬剤を調製したことを知ったときは宮廷に報告する。

貧しい人には無料で助言を与えることを宣誓しなければならない。

医師は1日少なくとも2回患者を往診し、要求あるときは、夜間も1回往診しなければならない。

城内の患者には1日半金タレヌス以下を患者から徴収し、城外に往診するときは、たてかえ費用を患者が払う場合には1日3タレヌス以下、医師が払うときは4タレヌス以下とする。

医師は薬剤師と協同で仕事をしてはならない。

治療を一定の金額で患者から徴収してはならない。

医師は己れの薬局を所有してはならない。

薬剤師は医師の監視下のに、規定に従い己れの費用で薬剤を調製し、すべての薬剤は規定に従ってゴマカシなく調製することを宣誓しなければならない、薬局を経営することを許さない。

薬剤師の薬剤に対する技術料は次の如し

薬局に1カ年以上は置かない製剤および単味薬は、1オンスにつき3タレヌスを徴収する。その性質またはその他の理由により、1カ年以上薬局に貯えるものは、1オンスにつき6タレヌスの支払を要求する。

薬局は、勝手に開くことはできない。規定により国内の一定の地に置く。

医師は5カ年の修業の後、満1カ年間経験ある医師の指導の下に業務を行なわなければ開業してはならない。

教授は大学において 5 カ年間理論的および実際の医学について、ヒポクラテスおよびガレヌスの真正の書を教えなければならない。

外科医は少なくとも 1 カ年間、医学の一部を学んだこと、外科術に上達していること、さらに大学において人体の解剖を学んだこと、医学の一部を十分教育されていること、手術を有効に施行し、十分に治癒させ得ることの大学で講義した教授の証明書を提出しなければならない。

(47章) フリードリヒ皇帝

シロップ剤、シ剤について

シロップ剤、シ剤その他のを剤は、各管轄区域において、2 人の用心深い信頼し得る男子を委任し、口頭で宣誓させ、その姓名を宮廷に報告したものの監視の下に、誠実に製造し

たものでなければ販売してはならない。ことにこれをサレルノ医学校の科学の教授会に鑑定させる。

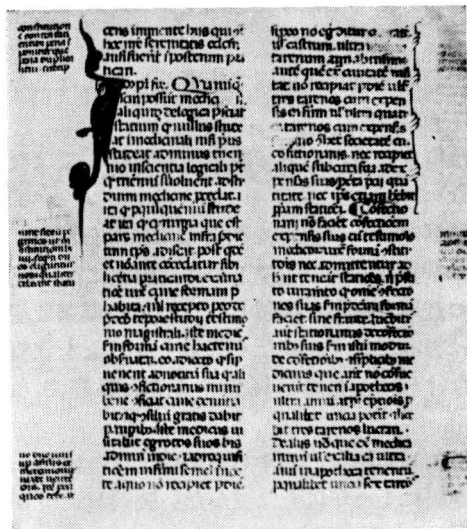
委任された者、およびサレルノ医学校の教授会によって試問を受けたものでなければ、サレルノ以外の地において、医学および外科学を教え、かつ教授の称号を用いてはならない。

薬剤を調製するものは誠実に常法に従い、その人に適当するように調製することを口頭で宣誓する責任がある。

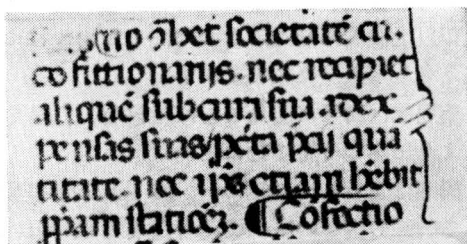
これに反するものは動産の全部を没収し、良心により、前述の任務を委任されたものが不正を行なったことを委任した官庁が確認したときは死刑に処する。

この医薬法を要約すれば次の如し。

憲法46章のラテン文。46章は図の左段 5 行目 Im-pr. Fr. Quia…… から初まる。医薬分業は、右段の 9 行 2 字目 no から 14 行目 stationem に終る。



同 拡大 (部分)



…… no' c'het societate' cu'
co'fectionariis, nec recipiet
alique' sub cura sua ad ex-
pensas suas p' c'ta p'cii qua-
titate, nec ips' etiam h'ebit
pp'am statio'em,……

同 訳 文

フリードリヒⅡ 医薬法 (1240) (第46章)

…Non contrahet societatem cum

Er darf gemeinsame Sache mit

医師は薬剤師と共同事業を
confectionariis, nec recipiet

den Apothekern machen, und keinen Kranken

してはならない, 治療を

aliquem sub cura sua ad ex-
zu einem bestimmten festgelegten

一定の金額で患者から

pensas suas pro certa pretii quan-

Kostensatz in seine Behandlung aufnehmen,

徴収してはならない,

titate, nec ipse etiam habebit

auch darf er selbst keine

また己れの薬局を

oropriam stationem. Confectio-

eigene Apotheke besitzen. Die Apotheker

所有してはならない. ………

1. 医師の試験および免許 (44, 45章)
2. 医師の一般教養規定 (46章)
3. 外科医の修学規定 (46)
4. 医師卒業後の修業規定 (46章)
5. 医師の実務規定 (往診, 定額治療, 薬局監視, 劣悪薬剤師を申告) (46章)
6. 医師の料金 (46章)
7. 大学教授の資格試験 (47章)
8. 薬局監視官吏 2 人の任命 (47章)
9. 薬剤師の宣誓 (47章)
10. 薬剤師の調剤の監視規定 (46章)
11. 薬価の公定 (46章)
12. 医師と薬剤師の協同営業の禁止 (46章)
13. 医師の薬局所有の禁止 (46章)
14. 薬局設立の規制 (46章)

アラビア医薬学 フリードリヒ二世の医薬法は、ことにアラビア医学の影響を受けたもので、すでに西紀約 754 年には、イラク 即ちペルシアの Bagdad にアラビア人の私設の薬局があり、8 世紀から薬剤師と医師の教育が分離し、ヒポクラテスやガレヌス、ジオスコリデスの著書がアラビア語にホンヤクされ、南イタリア、シシリー、スペインがアラビア医学の中心地で、その影響は 12 世紀ごろまで続いている。僧院の調剤所は早くからあったが、一般の独立薬局は 11 世紀から出現し 1140 年には、イタリアに調剤と販売を専門とする店があった。1178 年にフランス Cahor の寺に apothecarii があり、1297 年にベルギー Bruges に薬剤師があった。

なお 1162～1202 年にフランスの南端、ローン河の河口にある港アルル Arles に、「医師の薬局所有を禁ずる法律があった」*) としばしば記載されているが、これは研究の結果、14～16 世紀の追加された法律にあるので、これも 1240 年のフリードリヒ二世の憲法から、後に施行されたものであった。**)

欧州の医薬法 このフリードリヒ二世の医

薬法は甚だよくできているので追々欧州の各地に同様な法律が行なわれた。その主なるものを挙げれば次の如し。

1335—1350 Breslau, 1350 Nürnberg, 1378 Konstantz, 1397 Regensburg, 1404 Basel, 1423 Basel, 1472 Konstanz, 1478 Köln, 1482 Stuttgart, 1500 Frankfurt a.M., 1582 Wormbs, 1652 Nürnberg, 1652 Lugern, 1612 Henneberg, 1616 Hessen, 1628 Körn, 1644 Bremen, 1685 Brandenburg, 1711 Hamburg, 1727 Preussen.

ドイツ国における独立薬局は、次のように存在していた。

1233 Wetzlar, 1248 Schwernitz, 1276 Würzburg, 1285 Augsburg, 1300 Esseligen, 1343 Frankfurt a.M.

ドイツにおいては、ことに 15 世紀から薬局業が確立した。

医薬分業国 分業を強制している国は

ドイツ, フランス, イタリア, ベルギー, オランダ, デンマーク, スエーデン, ノルウェー, フィンランド, スペイン

で、強制はしないが、実際に行なわれている国は

スイス, ポーランド, チェコスロバキア, イギリス, アメリカ合衆国, 中国

である。イギリスは 1911 年の法律によって健康保険制度だけ強制分業となった。分業が実際に行なわれていない国は、日本と、もと日本領であった朝鮮と台湾だけである。

わが国の西洋医学史書と医薬分業

かくの如く医薬分業は、西洋においては、過去から現在にかけて、厳然たる事実であるにかかわらず、わが国の西洋医学史書でこの事実を取扱ったものは、ほとんど無い。ただ、

湯目補隆訳纂「泰西医学沿革史」(1880)

明治 13 年 6 月発行 (全 91 ページ) の「欧州西部諸国中代の医学」(p.10)に

「独逸帝非德黎二世 (一千百九十四年, 我後鳥羽天皇建久元年ニ生ル), 僧官ノ權威ヲ殺ギ自ラ学問教授ノ事ヲ制定シ……又医タル者ハ薬局ヲ兼ネズ, 薬局師モ試業ヲ

*) M. Ch Grand, Essai sur l'histoire de Droit Français au moyen age, Paris, 1846

**) Dr. W. Schneider, Kaiser Friedrich II. und die Medizinalordnungen von Arles. DAZ 19-53, No. 3.

受クベク、医業ノ定価ヲ立ツベク……」とした。その他の西洋医学史書は、例えば

真島隆輔著「西洋医学史」(1929)昭和4年8月発行(370ページ)

は「西邦における医師の地位」(p.150—160)サレルノ医学校のこと、フリードリヒ二世の事蹟、医業法の内容を詳説し、「医師が薬剤師と結託して不正な契約を結んだりしてはならぬ」(p.159)と記してはいるが、前述の46章にある「医師が薬局を所有してはならない」ことについては言及していない。

小川政修著「西洋医学史」(1952)昭和27年3月発行(1000ページ)

は、第三章「西邦医学」の六、「医事制度」(p.435—458)の中に「薬局は……アラビア人の設けたるものを除いてヨーロッパにおける最古のものはイタリーにあった……1241年にフリードリヒ二世は、薬剤師取締規則を制定し、サレルノ薬剤師検定試験の制を設け、薬剤調製の注意事項を定め、また薬種税を課した。フランス、イギリス、ドイツの薬局はみなイタリーに範を取ったものである……」等の記載があるが、医師の薬局所有禁止については、何等の記載がない。従って多くのわが国の医史学者も、この事実を知らないか、または故意に言及を避けたものである。その証には、去る昭和29年、医業分業問題について、厚生省に医師会、薬剤師会、歯科医師会の代表者約30人を会して「医業関係審議会」を開いたとき、第8回総会(昭和29年8月18日)において医師会の代表佐々貫之氏が、わが国の医療制度について総論的発言があった、それについて私は医師と薬剤師の業務の分離 Trennung, Separation について、1240年のフリードリヒ二世の医業法を引用して論じ、薬剤師が自分の子を医師にして処方を書かせるのも、医師が薬剤師を雇って調剤させるのも医業分業ではない。医業分業は薬を選

定する人とこれを調剤する人と、別人別経済にすること、医業分業を実施すれば、薬の乱用をさけ、薬の費用は3分の一以下になる。これが医業分業制度の骨子であると説明した。これに対し、昭和29年8月25日の第9回総会において、医師会の代表、林良材氏(京都)は「公衆衛生とか、Public Healthとか Krankenkasse とかはわかるが、医業分業 Trennung, Separation というはっきりした言葉がない。1240年にフレデリク二世の時から医業分業が初まったというのは解しかねる」との発言があった。

このことは日本薬剤師会発行、野沢清人氏編「医業分業をめぐる問題」(昭和29年)の第5巻、60, 61, 80, 81, 82ページにその速記録が詳述されている。

あ と が き

要するに、今の医業制度を、治療的にも経済的にも合理化せんとするならば、医師の売薬を禁じなければならない。即ち薬を選定する人と、これを調剤する人とを、別人、別経済にして、その間になれ合いを禁ずる医業分業を実施しなければならない。然らざれば、投薬は無用に拡大し、収拾し得ざるに至るであらう。すでにその徴候は、今日の健保経済の大赤字経営にあらわれている。

今の健保の抜本的対策には

医業分業実施をにおいて外にない。

主なる引用文献

- 1) Wolfgang-Hagen Hein-Kurt Sappert, Die Medizinalordnung Friedrichs II. 1957.
- 2) Hermann Schelenz, Geschichte der Pharmazie, 1904 (1965)
- 3) A.Adlung-G.Urdang, Grundriss der Geschichte der deutschen Pharmazie, 1935.
- 4) Glenn Sonnedecker, Kremers and Urdang's History of Pharmacy, 1963.

薬学百年の足あと

根 本 曾 代 子*

曙 光

近代薬学の発生以前には、国民の健康保持や治療の要素は、言うまでもなく、千古の伝統をもつ和漢生薬類を総合研究する本草学が重要な役割を占めていた。

しかし、鎖国時代にも古い殻を破ろうとする新しい知識にもえた学究たちが万難を排して、唯一の西洋文明の揺籃の地長崎に遊学しシーボルトらのオランダ医官から自然科学の吸収に刻苦したのである。

安政4年(1857)8月、シーボルトの門人伊東玄朴、戸塚静海らが発起し、江戸の民間蘭方医82名を結集し、翌年5月、市民の天然痘禍救済を目的とする種痘館(東京大学医・薬学部の源流)を神田お玉ヶ池に建設した。

その頃、世界列強の要請で開国を迫られた幕府は、防衛上オランダの海軍方式を取入れるとともに、軍陣医学の必要からその前年(安政4年)9月、長崎に西洋医学所(長崎大学医・薬学部の発祥)を開設し、蘭医ポンペを教師として、各藩から召集した医師たちに西洋医薬学を研修させた。官設の西洋医学校のはじまりである。

翌安政5年、諸外国と通商条約を結んだ幕府は、江戸の種痘館を接收して西洋医学所と改め、官立医学教育機関とする一方、伊東、戸塚ら6名の教授を、漢方医で固めた將軍侍医に抜擢した。

長崎医学所は文久元年(1861)、ポンペの勧告で洋式病院を建設し、慶応2年(1866)、後任ボードインの尽力で分析窮理所を併設した。慶応3年(1867)、加賀藩は、医学校および洋式病院を創設し、付属機関の舎密局で製薬実験を行なった故事に因んで、金沢大学薬学部の発祥としている。——こうして近代薬学の素地が形成される間に、世運の歯車は急旋回する…。

ドイツ医学導入

慶応4年(1868)2月、江戸城攻撃に進発した官軍は、英国公使パークスの斡旋で、公使館付医官ウイリスを軍医とし同行した。ウイリスは奥羽戦争にも従軍して、創傷に過酸化マンガン水を用い、手術にクロロホルム麻醉法を行なったことが特筆される。7月、江戸を東京と改めた下谷和泉橋に大病院を設け旧幕医学所を接收して付属させる。院長兼教師に任じたウイリスによって、英国流の医薬学教育が行なわれる。9月、明治と改元。10月、明治天皇の東京行幸があり、江戸城を皇居と定められる。

明治2年(1869)、医学所を医学校と改称した2月頃、徳島藩医長井琳章の息長井長義(後の東京帝大薬学科教授当時25才)が医学校に入学してウイリスの指導を受ける。当時



長井長義博士

付属病院で福原有信(明治5年銀座に洋式薬局の草分け資生堂開設)が調剤を担当した。

一方、政府は「万機公論に決す」る五カ条の御誓文の方針に基づいて、今の代議士に相当する人材を列藩から召集して、中央集権的な近代国家の建設を急いでいた。このとき大学医道改正掛に任命された佐賀藩選出の相良知安と福井藩士岩佐純両医師は、政府顧問の米人フルベッキ説に共鳴して、当時世界で最もすぐれているドイツ医学の採用を進言した。政府部内では先入のオランダ、英国医学を支持する反論もあったが、結局ドイツ医学導入に一決し、医学校教師の英医ウイリスは鹿児島藩医学校に転任となった。

* 日本薬史学会

明治3年7月、政府は各界の指導者を養成するため、貢進生という名目で、15万石以上3名、5万石以上2名、5万石以下1名の比率で、列藩から310名の俊才を公募した。



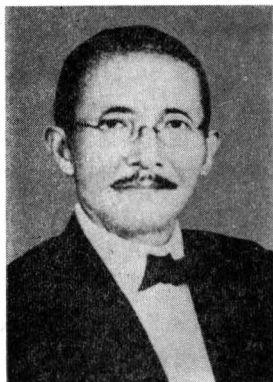
柴田承桂博士

貢進生で後年薬学の先駆者となったのは、尾張藩医柴田承桂（当時22才。柴田承二東大教授の祖父君）、郡山藩士熊沢善庵（26才）、犬山藩士下山順一郎（後の東京帝大薬学科教授、当時18才）、佐賀藩士丹羽藤吉郎（同上 15才）、同田原良純（後の東京衛生試験所長、16才）、同納富嘉博、高橋三郎らである

洋学の素養のある柴田、熊沢両氏は、直ちに神田一橋の大学南校（東京大学の前身）のドイツ語科に入り、ドイツ人理化学士リッテルの指導を受けた。年少の下山、丹羽、田原、納富、高橋氏らはドイツ語の予備学習を受けてから南校ドイツ語科に入り、リッテルの門下となった。断髪廃刀令の出る前で、いわゆる和魂洋才の意気軒昂たる学生の帯刀姿は、外人教師を畏怖させたが、間もなく先端的の洋服スタイル



下山順一郎博士



丹羽藤吉郎博士

に早変わりした。

明治3年（1870）10月、文部省第一回留学生の発令があり南校から柴田、熊沢氏らが選抜され、ベルリン大学で化学を専攻することになった。東校と改称した医学校からは、長



田原良純博士

井長義氏ら13名が選に入り、医学修業に渡独したが、長井氏は化学に転向してベルリン大学で同学の柴田氏と親交を結ばれた薬学教育の発足

明治4年（1871）

8月、ドイツから大臣に匹敵する待遇で招聘した医学教師のミュルレル、ホフマン両氏が着任し、和泉橋の医学校でドイツ式の医学教育が開始された

そのころ輸入薬品の増加につれて、悪徳外商が不良薬品やにせぐすりを通じ、生命に危害を及ぼすので、洋薬の知識は焦眉の急であった。政府自体認識不足で、わが国古来の習慣から、医薬学教育は同時に行なわれるものと予期していたらしい。

ところが案に相違して、ミュルレル教頭からドイツでは薬学と医学は独立した自然科学の一分科であるから、薬学教育は専門教師を招くべきことを勧告されて、始めて先進国の医薬学制度の一端を思い知らされたのである

こうした誤算は近代化に不慣れた政府にとっては、朝令暮改もやむを得ない過渡的現象であった。応急措置として、長崎医学校長の長与専斎を欧米に派遣した。明治6年（1873）3月、先進国の医薬事情を調査して帰朝した長与氏は文部省に新設された医務局総裁兼東京医学校長に就任し、懸案の薬学教育の具体化に着手した。

その創学精神は、当時の社会情勢から最も要望される国民保健上、かつ国家経済の見地から高価な輸入品に代る優良医薬品生産の原動力となる製薬技術者養成に主眼が置かれた

明治6年(1873)9月、和泉橋の医学校に予科2年本科3年の製薬学科が併設され、寺小屋然とした仮教室で薬学教育が滑り出したのである。

製薬学科第一回生は、南校でドイツ語の理化学を2カ年学んだ下山順一郎、丹羽藤吉郎、高橋三郎、納富嘉博、高橋増次郎、三村徳太郎および医学修業の丹波敬三、吉田学、小山哉の9名が記録される。

当時の学科目は、予科は数学、物理、化学ラテン語、ドイツ語、本科は薬方学、製薬学製薬化学、植物学、動物学、実用化学、薬品分析学および実習などとなっている。

予科の講義は医学科と合同授業で行なわれ、物理と化学をコフュース、センデル、博物学をヒルゲンドルフらの外人教師が担当した。医薬学生の中でも丹羽学生の語学力は抜群で、ミュ



丹波敬三博士

ルレル教頭の指名で通訳をつとめたといわれる。

明治7年(1874)4月、ドイツ留学から帰朝した柴田、熊沢両氏が製薬学と化学を担任して始めて日本語の授業が行なわれた。その年、医学校構内に近代式の司薬場(国立衛生試験所の前身)が新設されたので、薬学生は司薬場で試験監督マルチンの実習指導を受けたが、明治8年7月、文部省所轄の司薬場が、内務省に設置された衛生局に移管されたため、実習は打ち切りとなった。

その年11月、ドイツから薬学の専任教頭ランガルトが着任した。翌9年11月、現在の本郷の地に近代式の医学校と実験設備を装置した薬学教室が落成し、始めて自主的な実習が行なわれた。

明治10年(1877)4月、医学校は開成学校

(元南校)と合併して東京大学を創立、わが国最初の総合大学の誕生である。医学校は医学部に改組され、製薬学科は医学部に帰属した。

医学部は教育の普及をはかり、医学は3カ年、薬学は2カ年の通学生制度を設け、年2回入学を許可した。この年5月と10月の入学期にそれぞれ20余名の製薬学科通学生が薬学教室に入った。

翌明治11年3月、製薬学科本科第1回生9名が卒業した。下山順一郎、丹波敬三、丹羽藤吉郎氏は母校助手に任命されたが、医学出とは比較にならない薄給であった。それはまだしも、他の学友たちは南校以来7年を費やして学んだ技能を活用する適職がなかった。卒業後の不利の条件や外人教師への敬遠などが素因で、本科は5回生で終わったが、日本人教師が教える速成の通学生(後の別課)は好評で、明治19年廃止されるまでに209名が卒業した。これらの人々の中から私学薬育開拓者が多く現れた。

明治12年、東京大学各学部卒業生に学士号が制定されたが、製薬学科出身者には“製薬士”の称号が授与され、抗議する一幕もあった。製薬士は1回生9名、2回生10名、3回生9名、4回生5名、5回生1名で34名に過ぎなかったが、いずれも薬学興隆の礎石となった先駆者である。

この年、陸軍に薬剤官(海軍は19年)が置かれると、製薬士や別課生の有力な職種となったが、文明開化の手段として、富国強兵の時代の要請でもあった。

前後するが、明治7年公布された医制によって、薬舗開業試験が施行されることになり大阪司薬場で受験準備の薬学講習会が開催されたのを皮切りに、各地で予備校的な講習や私塾が開かれた。明治15年(1882)甲乙2種の薬学校通則が制定され、乙種に基づく私立薬学校設立の機運が起る。東京薬科大学(明治13年創立)京都薬科大学(明治19年創立)はその先端を切った。

明治22年(1899)に公布された法律第10号の薬律によって、薬剤師試験が規定され、実

地試験が課せられたので、薬学校は実験設備の必要に迫られ薬剤師教育は一步前進した。

基礎確立

それより先、明治17年(1884)懸案の製薬事業が具体化し、官民共同出資の大日本製薬会社を設立する運びとなった。局方製剤の域を出なかったが、初めての試みなので、技師長に13年間滞独してドイツ化学会で名声を得たドクトル・長井長義を招聘した。

長井ドクトルは時あたかも欧化全盛の寵児として、直ちに東大理学部および製薬学科教授、内務省東京衛生試験所長などを兼職された。明治18年(1885)には早くも麻黄成分エフェドリンを発見して、わが国では画期的な試みであった植物成分研究が、やがて有機化学の中心勢力に発展するのである。

明治19年(1886)2月、官制が制定され、官吏の兼職を廃したので、長井技師長の兼任が解かれる。一方、先進文明の指南役をつとめた各界の外人教師を解任して、自主的な近代国家の基本となる帝国憲法の起草に着手する。3月、帝国大学令が公布され、東京大学は東京帝国大学と機構が変わり、各学部は各科大学に分立した。不振の製薬学科は一旦廃止と決定したが、丹羽藤吉郎助教授の必死の折衝によって、東京帝国大学医科大学薬学科(3年制)として存置された。その年6月25日、数年来内外多数の権威者によって編纂された第1版日本薬局方が公布された。

明治20年(1887)7月、予算のとばしい薬学科は、ドイツ留学から帰朝した下山順一郎丹波敬三両教授と丹羽助教授の陣容で、再出発した。その薫陶を受けた第1回生の池口慶三、平山松治ら5氏は明治23年卒業して、初の薬学士となる。新薬学士はその年、千葉、長崎、金沢、仙台、岡山の各高等学校医学部に創設された薬学科(各大学薬学部の前身岡山は廃止)教授に赴任した。当時の甲種薬学校に属し、無試験検定の薬専教育のスタートを切った。

その年の特筆される行事は、当時医科大学付属病院模範薬局長を兼担された丹羽助教授の発案で、7月13日から3日間、薬学教室で

初の全国公私立病院薬局長会議が開催されたことで、現在の全国病院薬剤部長会議の発端である。

明治26年(1893)9月、帝国大学令が改正されて講座制を布く。薬学科は下山教授の生薬学、丹波教授の衛生裁判化学、長井教授の薬化学の講座が決定した。序列から言って薬化学講座は丹羽教授の担任であったが、薬学興隆の見地から、長井理科大学教授を薬学科に配置転換された丹羽先生の勇断が秘められている。

明治32年(1899)、薬学博士の学位制定によって、下山、丹波、長井三帝大教授および内務省東京衛生試験所長田原良純氏が、初の薬学博士に推薦された。36年、柴田承桂、丹羽藤吉郎両氏が薬学博士に推された。時を同じくして長井門下の永井一雄(30年卒の薬学士)が、論文審査による学位授与の先べんをつけた。明治40年(1907)、ドイツ留学を終えた丹羽博士は、26年に及ぶ助教授を返上して、新設の薬品製造学講座の担任教授に就任した。

一方、社会文化や教育水準の進歩にともない薬剤師の向上をはかるため、大正2年(1913)改正薬剤師試験規則(実施大正10年10月)が公布され、各薬学校は専門学校昇格を迫られた。

世界水準

薬学生みの親として、基礎確立に粉骨された帝大薬学科初代教授たちは、明治末期から大正にかけて次々に退任して、新進気鋭の後継者に交替した。生薬学は朝比奈泰彦教授、薬化学は近藤平三郎教授、薬品製造学は慶松勝左衛門教授、衛生裁判化学は服部健三教授が担任され、それぞれ海外から一段と進歩した学術を移入して薬学教科の充実、体系化に主力を注がれた。

しかし講座は分れていても、基礎薬学の主体は、天然物有機化学に方向づけられていたすなわち薬剤に使われている植物などの天然物を原料とする生薬や、合成によってできる薬品の有効成分は、いずれも有機化合物にはかならないからである。特に各種漢薬や植物

成分の構造研究は世界水準に達し、明治から大正、昭和にかけて、数次の学士院賞授賞に輝いている。

ところで、大正時代における薬学の特徴の一つは、第1次世界大戦の余波で、輸入医薬品の供給路が絶たれたため、国産化の必要に迫られて、薬学研究の実用化が国策として取上げられたことである。

さかのぼって、明治維新时期に政府が立案した薬学教育の方針も、輸入を抑制する医薬品生産に主眼が置かれた。しかし、医薬品合成の工業化は、先進国の製薬工業が実証しているように、その成果の背後に、精密有機化学の高度の技術や、たゆみない研究の累積が物を言っているのである。

わが国も半世紀にわたる薬学の基礎づくりの過程を経て、ようやく製薬産業における化学技術の自主性を身につけたことになる。必然的に大学研究での合成化学の研究が、新薬開発の大きな支えになったわけで、いわゆる産学協同の交流が活発になった。

半面、薬学領域における有機化学の占める比重に対して、物理化学や生物化学は立ち遅れていた。一概には言われないが、物理化学の疎外は出発点において薬学はドイツ学派を標榜し、東大理学部は化学は英学派に属する対立が、戦前まで底流になっていたと思われる。

昭和2年(1927)、緒方章教授は新しい分野を開拓して、臓器薬品化学講座を担任された。薬学研究の解明の手段として重要な分析化学講座は、昭和16年(1941)開設して、石館守三教授が主宰された。

そのころ戦局の拡大につれ、軍需の急増によって医薬品生産額は急速に伸びて行った。薬業界の発展にともなう、勢い多数の有能な技術者が要請される一方、薬学専門学校が増設され、指導者の配置が急がれた。しかし養成機関である官立の薬学大学は、定員の少ない東京帝大薬学科が唯一という実情で、要求に応じ切れなかった。

切実な時局に対応して、京都帝国大学医学部教授会が率先して立ち上り、東大教授の応

援を求め、学界業界の協賛を得て実現の運びになり昭和14年(1939)3月、京都帝大医学部薬学科が創設された。教科内容は製薬技術者養成に重点を置く建前から、東大とは多少変えて、薬品分析学、有機薬化学、無機薬化学、生薬学、薬品製造学の5講座を定めた。

戦前の旧制大学薬学科は、東京、京都両帝大医学部薬学科のみであった。大学薬学科は主として薬学研究者の養成を目的とし、旧制薬学専門学校は主に開局者、病院薬局、薬品製造、衛生技術担当者など、実務に携る薬剤師養成を方針としていた。旧薬専の学科目は旧帝大の講座を基準にした約20科目を必修にしたが、薬剤師の業務が拡張されるにつれて、各校で特色を発揮する学科目を随時選定する傾向が見られた。

大正末期から昭和にかけて、女子薬学専門学校の著しい進出は注目に値する。修業年限は男子薬専の3年制に対して女子薬専は4年制であった。

未来の大計

こうして後進性から脱却して、日本の風土に定着した西欧系の薬学は、第二の文明開化といわれる戦後の社会変動の波紋で、大きな転換期に直面した。

学制改革によって、旧両帝大薬学科および旧制官公私立薬専は、各校各様に特色を持たせた教科内容を、一律に4年制の新制大学に機構を改めるとともに、原則として男女共学制がとられた。

戦後の特徴は、米国の目ざましい物理化学的機器を導入して、わが薬学にも急速に技術革新の旋風をまき起した。物理化学的方法のきっかけは、ペニシリンの構造研究に試みたのが始まりといわれる。花々しく登場した物理化学は、伝統の有機化学と新興の生物化学と並んで、基礎薬学の主流を形成した。生物化学から分派した放射薬品学は、最近急速な進歩を示している。

応用薬学の古い伝統をもつ調剤学は、戦後米国の物理化学的手法による製剤研究の影響で、種々の要素を取入れた製剤学に発展している。

予防薬学的な使命をもつ衛生化学や公衆衛生化学は、文化の向上や産業の開発につれて、最近、たとえば食品添加物の問題や公害防止の対策など、ますます応用範囲が広がる一方である。

女子の優勢な薬学進出も、戦後の著明な現象で、世界的潮流と思われる。明治中期、長井長義博士が国家興隆の母体となる女子の科学教育の先駆者となられた卓見を想起して、

女子薬学士の評価は未来に託したい。

文明の長足の進歩は、世界の文化交流の速度を早め、勢い薬学の新陳代謝を盛んにし、分化を促して複雑多様化を極める。

しかし、どんなに科学が高度化しても、国民の保健衛生を信条とし、優良医薬品をつくる薬学の理念は不変である。薬学百年の大計に刻苦された先覚者の足あととは歴史とともに伝えられるであろう。

一 集 談 会 一

42年2月4日、東京神田駿河台 日本大学薬学科会議室で、第6回集談会を開いた。

○ 常民文化か見た江戸期のくすり(その6)

(小絵馬に見る薬物民俗)

(山之内製薬中央研究所)

三浦 三郎

○ 日本における人参栽培史

(日本大学薬学科) 木村雄四郎

○ 昭和15年ころの中国における漢薬店

(東邦大学薬学部) 清水藤太郎

43年7月8日、東京神田和泉町 薬事日報社会議室で第7回集談会を開いた。

○ 常民文化から見た江戸期のくすり

(目薬)

(その7)

(山之内製薬) 三浦 三郎

○ 中国における伝統医学

(東京薬大) 川瀬 清

○ 薬史学関係図書展示

(東邦大学薬学部) 清水藤太郎

○ 静岡薬史考(前静岡大学教授) 斎藤静男

42年11月18日、東京神田和泉町 薬事日報社会議室で、第8回集談会を開いた。

○ 常民文化から見た江戸期のくすり

(救急薬)

(その8)

(山之内製薬) 三浦三郎

○ 東・西「薬」という字 雑考(その1)

(日本薬史学会) 吉井千代田

○ 日本の薬学史(スライド上映)

(東邦大学薬学部) 清水藤太郎

42年4月8日、第24回薬学大会、薬史学部会(京都大学薬学部第11番教室)における演題演者は下記の通り。

○ 伊吹艾(もぐさ)の薬史学的研究(続報)

(百草園) 清水正二

○ 女子薬学教育の沿革

(日本薬史学会) 根本曾代子

○ 神農伝説の分析とわが国の農耕儀礼(にひなめ)再考 (山之内製薬) 三浦三郎

○ 和漢薬の本草文献的研究(第3報) 狼毒 (大阪大学薬学部) 米田該典

○ 13世紀におけるヨーロッパの医薬令

(東邦大学薬学部) 清水藤太郎

○ 日本薬局方 Liquor (Solutio) 小史

(明治薬科大学) 辰沢政次郎

○ 最初の馬医処方(療馬方符)

(明治薬科大学) 佐藤文比古

— 随 想 —

東・西「薬」という字 雑考 (その1)

吉 井 千 代 田*

明治時代から、大正、昭和に至るまで、普通に使われる漢字は、次第にその数が減ってきている。近來、当用漢字が制定されてから、この傾向は著しくなった。しかも外来語がふえ、カタカナ書きの字句も、はんらんしているが、1850の当用漢字では、用が足りない実情にある。

当用漢字の新字体は、“漢字を、その構成要素に分解して分類し、それぞれの基本的意味を明らかにし、漢字を記憶し易くする”ことを妨げている、といわれる。略字、同音字を当てることもふくめて、煩わしさを増している。

また、読むことはできるが書けない、書こうとしても正確におぼえ難いから書くのが面倒だという人もある。さらに読むことはできても、その文字の表現する意味を正しく理解できないまま使っていて、意に留めない人たちも少なくない。しかも漢字制限に伴う同音の字の当て字による代用、略字略語などは、文章や言葉づかいを一層混乱させている。

人は文字、言葉によって、自分の意志、思想を他に伝え、あるいは語り合い、物事を考える。したがって、理解する文字、言葉の数が多いほど、思考の精度が高いといわれる。それゆえ、漢字の制限によって、思考力の発達が妨げられるといってもよい。つまり、人間の思考の基礎となる概念を直接に表現している漢字をできるだけ多く、正確に理解することは、あらゆる学問を進めて行く上に必要であるといえよう。

言葉が時間的にも空間的にも何らかの制約を受けるに反し、文字には音声のとどかない範囲にも行きわたり、時代を越えて人にうつたえることもできる記録性がある。たとえば

文字によって表わされる思想を、何千年にもわたって伝えることができることは、われわれ歴史に関心をもつ者が、常に経験するところである。

* * *

すでに、薬学大会における薬史学会で、しばしば「薬史学」をめぐる、薬学概論あるいは「薬史学」の在り方などが論議されてきたが、概論といい、薬学といっても、まずその意義、対象を明確にしておかないと、ディスカッションの論旨が混迷するおそれが多分にあるように思った。さらに、去5月31日付官報に発表された国立大学薬学部における学科目の名称を見て、「薬」という字の表わす意味、内容を、身近に見聞する用語を採り上げ、考えてみたいと思った。この小文は、薬(ヤク)という字の雑考であって、薬(クスリ)に関しての考証ではない。

* * *

クスリの語源については、清水藤太郎著、「日本薬学史」に詳記されているが、それによると、源順「倭名類聚抄」には、“薬 疾を療する、即ち之を薬という、”谷川士清「倭訓栞」には“くすり 薬をいう、草する也。薬の字 草に従うも同じ、諸薬の内に草尤も多し、よって薬録をも本草といひ伝へり”とあり、漢字の「薬」は、「康熙字典」によれば“病を治する草”で、高田忠周「大系漢字明解」によれば、“艸をもとにし、薬を音とする、形声会意”としている。

たまたま去10月に発行された、石井勲著「漢字の神話」によると、つぎのように解説されている。

(国語問題協議会理事石井勲著「漢字の神話」から)
薬 は苦いがのめば病気がなおって薬になる“薬草”が本義で艸(艸)と薬との会意形声字である。薬(ラク)が変化して(ヤク)となっ

* 日本薬史学会

た。

艸 は草の生えている形を象った象形文字で、「草」の本字。艸（草冠）の原形。音は（ソウ）

草 は早（ソウ）という音をつけ加えたもので形声字。また“粗”の意味に使われる。草案，草稿，一野球等。

苦 は艸と古との会意形声字。薬草は干してよく乾燥させて保存する。古い草とは薬草のことである。（ニガイ）というのが本義であるが転じて（クルシイ）の意に用う。苦痛，苦手，等。音は古（コ）が変化して（ク）となる。

※会意とは“意味を会せる”ということ。象形とは“形を象る”ということ。形声とは，“形と声との両面を備えた文字”という意。声とはことばの発音のこと。

* * *

つぎに去 5 月 31 日に発表された国立大学における薬学部のカリキュラムをみると、それらの名称を付けるときの苦心のほどもうかがわれるのであるが、各科目間の区分を明確にし難い内容の学科もあり、漠然とした考えのまま、命名されたものもあるように想像される。

昭和 42 年 5 月 31 日付、官報号外第 63 号によって、国立大学の学科及び課程ならびに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令が公表されたが、「薬学科」「製薬学科」を通じて、次のごとく“名称”が見られる。

（薬学部薬学科）

薬化学，薬品分析化学，生薬学，生薬学，植物化学，薬品製造学，衛生化学，薬剤学，製剤学，薬物学，薬効学，生物薬品化学，薬品作用学，薬理学，衛生裁判化学，衛生化学・裁判化学，生理化学，抗生物質学，生化学。

（〃製薬化学科）

薬品合成化学，薬品有機化学，微生物薬品化学，薬品生物化学，薬品製造化学，薬品製造工学，薬品物理化学，薬品物理分析学，物理分析学，薬品化学，薬剤製造学，微生物薬品製造学，生物薬品製造学，生物化学，薬用植物化学，植物薬品化学，薬品工学，放射性薬品化学。

「薬」の字を用いた固有名詞，術語，言葉などの中には，習慣的に用いられ，あるいは

伝統的，歴史的，通念的に用いられているものも少なくない。その当否を論ずるのは，この小文の目的ではないが，たとえば“薬品——”とある名称について，「薬品」の意義に関し，その他「薬」という字を用いている幾つかの用語，名詞等に関して考えてみたい。

さて，清水氏は前記「日本薬学史」の凡例の中で，記述を正確ならしめるために本文中の用語を，つぎの通りに定めた。

薬	くすり，	一般に医療に供する物をさす。従って食品の如きも医療に用いる場合は之を含む。しかし器具器材は含まない。
薬	物	治効を代表する薬品をさす。従って溶剤の如き薬品を含まない。
薬品，医薬品		一般に医療に供する薬をさす。従って食品の如きは含まない。
薬	剤	患者が直に用い得る形に調製した薬品をさす。多くは調合薬である。
化学薬品		近代化学の製造に係る薬品をさす。
生	薬	動植物の如き自然界から得た物に乾燥，去皮，剉切の如き簡単で本質をかえない加工を施したもの。
製	剤	薬品に加工して薬剤調製に便利な形としたもので，加工には別に化学的变化のともなわないもの。
方	剤	一定処方により調製した製剤又は薬剤をいう。
医	薬	薬品と同じ。又屢々医師の用いる薬品をさす。此場合には民間薬を含まない。
民間	薬	主として民間において伝説口碑等により医療に効ありと称し用いられる薬品であって，医師は殆んど用いないもの。
和	薬	国産生薬をいう。
和方	薬	我国固有の医術に用いる薬品をいう。
漢方	薬	漢薬。主として漢方医学（中国医学）において用いる薬品をいう。
洋方	薬	洋薬。主として西洋医学において用いる薬品をいう。

蘭 方 薬	江戸時代主として蘭方医学において用いた薬品をいう。
専 売 薬	発売者が独特の商品名を付けて販売する薬品をいう。
家庭薬、売薬	内容などを公開しないで独特の商品名を付け、国民が医師の指示をまたないで直に用いるような形で一般に発売せられる既製の専売薬をいう。従来之を売薬といった。

(昭和24年7月発行。清水藤太郎著「日本薬学史」から)

* * *

つぎに、薬学、薬業、薬史学、薬学史等をはじめ、「薬」という名を冠するものに例をとって私見を要約して記す。

薬 学 純正な医薬品を生産するための知識、技術を研究する学問。(衛生化学などは、このカテゴリーからはみ出してしまふ)

薬 業 医薬品を経済的に製造、販売することを目的とする企業。この場合は、流通過程、価格、宣伝、広告等の、医薬品という物以外の経営に関する諸問題を含む。

薬史学 医薬品ならびに、その資源の研究、開発、生産、供給に関する歴史を研究する学問。

薬学史 薬学の歴史。

薬業史 薬業の歴史。

薬務局 厚生省に在る一局。製薬、薬事、企業、監視、細菌製剤、麻薬の各課がある。

薬 事 薬学、薬業を一括して薬事という場合もあるが……

薬事法 (薬律)

薬事衛生 法律(薬剤師法第一条)では、調剤、医薬品の製造、保存、管理、試験、鑑定、販売、授与を含むほか、薬剤師がなすところの食品衛生、水質検査などの環境衛生その他の公衆衛生上の薬学的、衛生化学的行為

を含む、とされている。

薬 科 薬学領域における……、薬学に関する……。——大学、——器械。

薬 剤 (薬物、薬品、薬種、くすり、医薬、)

薬 用 薬として用うる……。薬に関する……。——植物。

薬(品) 薬(品)に関する……。薬の……。

(以上は、第8回薬史学集談会の講演資料から)

* * *

ここで「薬史学」の「薬」という意義を明らかにしたいために、併せて薬史学の方向を考えてみよう。医薬品は人間の生の欲望に対する発想によって生まれた。それらは疾病を予防し治療するために、各人の生活環境で得られる各種の天然物を薬物として試みることから始まった。やがて自然科学を基礎として次第に発展して行く。

薬史学は医薬品ならびにその資源の研究開発、生産、供給に関する歴史を研究する学問であるから、史学の中に特異な地位を占めるものである。また薬史学は、医学、医療の歩みと密接な関係に在り、社会的背景の推移も、史観を究める上に重要視されなければならない。考証も単なる懷古趣味に終るものではなく、考察は常に科学史的でなければならないが、同時に思想史的でもある。

われわれの経験的事実を年代的に記録するだけにとどまらず、それに史学的考察を加えてはじめて史学と言い得る。

自然科学が、生滅する諸現象を観察して、その因果関係を探究すると同じく、歴史学は専門領域における史的現象の背後に在る本質的なものを発掘して、薬学、薬業なるものの性格を史的に明らかにしなければならない。したがって従来、考証の対象として涉猟される文献学は、薬史学の発展を期するために依然その重要性を認められながらも、飽くまでも薬史学研究の方法。手段の一つであって、それは薬史学の主たる目的ではない。しかも、薬史学研究の方法論もまだ確立されていない現状にある。

薬学一史は、薬一史学または薬史一学の一

部を成すもの、薬史学に含まれるものと考えたとすれば、まず薬学、薬業、薬物、薬学等の意義を認識する方法論、すなわち史観については、できるだけ観念的な討論を避け、事実在即した具体的課題と取り組んで議論を行なうべきであろう。薬史学の研究は、現代の薬学、薬業を構成する多種多様の事実をはじめ、薬学教育あるいは薬業経営理念、薬事に関する法律、その他による規制などが、如何にして発見され、修得され、究められ、発展してきたかを史的に知るためのものでもあり、現に在る薬学、薬業の因って来たるところを究め、それらの真の性格を知るためのものである。

それゆえに、過去の薬学的史実をコレクトし、それについて考察することが大切である。蘭学時代以前から、東洋医学の場における薬物学、薬物療法がすでに中国の影響を受けていた事実、ならびに明治初期に至るまで、わが国には独自の史的内容が乏しく、近代科学の知識は、ほとんどすべてが外国から導入され、伝来したものであったから、ひろく世界の一般科学史に関する知識を欠くことはできない。と同時に少なくとも国内の関連科学あるいは関連産業の発展の跡を知らなければならぬ。なお、社会史、思想史、産業史、経済史、文化史等の中に散見する薬の起源、産業経済界において製薬企業の占める地位等は如何なるものであるか、なども考察する要がある。

医薬品は自然の体系の中に存在するものではなく、人間によって造り出された人為的所産で、薬学は他の自然科学と同様、実験を基礎とし、論理的に推論することにより、時としては仮説にしたがって構成されるものである。近來科学の進歩によって未知の領域は次第にせばめられてきた観があるが、同時に新たな未知の世界が拡がりつつあることも事実である。薬学の前途は、自由に開かれているように思われる一方、依然混沌としており、将来への道は、果てしなくつづいていると言ってもよい。

人間は自然環境の中に在って、動物、植物と同じく自然に適応して今日まで生息しつづけることができた。動物は、知性に最も必要な思考を欠いている。はるかな往昔を偲び、あるいは遠き将来を想うようなことはない。人間は社会的環境あるいは自然環境をできるだけ自分に適応するように人為的に変化させることもできた。薬学、薬業は、人間の生命の保全、健康の維持と心身の活動力を高めようとする人間の意欲的努力によって発展してきた。したがって近代薬学、薬業は経済と固く結びつき技術と不可分の関係をつづけている。経済や技術的の結びつきを無視しては、成り立たないが、しかも薬学は本質的には科学的なるがゆえに、あまり経済や技術に囚われていては、大きな成果を期待することは望まれない。

薬史学は、薬学、薬業の発展の跡を教え、このような反省を促している。また人間は宿命的とでもいうべき老・病・死を怖れるあまり、それから免れようとして、あらゆる物を薬物視してきたことを示した。素朴で原始的な願望からはじまり、多くの試行錯誤をくり返しつづ、今日に至ったことも教えられる。病者必ずしもそれによって致命的の状態から免れ得なくても、まず心身の苦痛を緩和することが、薬物に期待される役割であった。

東洋医学に関する浩瀚な薬物療法に関する文献を見ると、如何に人間が数多くの薬物を用いて病気との苦闘をくりかえしてきたか、その種々相を物語っていることがわかる。また、自然治癒力を高め、病気を予防し、あるいは保健衛生に役立つためには、むしろ薬物よりも一層重要と思われる食養について学ぶならば、食と薬の限界を定めることに、とまどうばかりであろう。それは近代薬学がますます生化学領域に接近しつつあることでもうなずくことができよう。

文化の所産としての薬学は、一の歴史的、社会的形成体である。薬学の多様性は、他の科学との相互関係の裡にも見出される。薬学は単独で形成されたものでなく、一見無関係

と見なされがちな各時代の政治、経済、軍事、外交、道徳、宗教、哲学、思想などによる歴史的、社会的の影響を免れ得るものではない。しかも一方制約を受けながら、古代から現代に到るまでの薬物の歴史の裡に、生命の尊重につながる一貫したものが流れていることを認めるであろう。薬学のめざすところは、生命の保全、健康の保持であり、したがってその本領は疾病を予防し、治療する薬物に関する研究に在る。

薬物の発展過程をみると、時代の推移にしたがって、前時代のものは、後の時代によって批判され、修正され、中には否定されるものもあり、わずかに次の時代への期待を促す役割を演ずるに過ぎないものもある。

薬史学は、いったい何の役に立つのか、という効用性、実用性から離れ、拘束されない研究態度をとることによって、はじめてその真価を発揮することができよう。歴史上の事象は、必ずその由って来たところがあることはさきに述べたが、薬物に関する歴史は、人間の本能にもとづくほか、人間の思想と時代相とも切り離すことはできない、ということを再考すべきである。

そこで、薬史学の研究に当っては、史学研

究の常法にしたがうとともに専門的な資料を蒐集して整理することから始めなければならない。

このように考えると、古代あるいは未開の人の用いた薬物を歴史的に評価する場合、これを単に迷信として笑うことはできない。原始人の生命観、宇宙観をとらえなければ、とうてい理解できないのではあるまいか、その後中世から近世へと移る薬物の変遷に対しても同様のことがいえる。たとえば明治年間における薬業界の実情を調査してみると、その幼稚未熟な点におどろくであろうが、史的評価は常にその時代を考慮して行なわなければ無意味に終わる。しかし、過去のことを過大視するほか、ただ単に現代の眼で評価することは、いずれも大きな誤ちをおかす虞れがある。史的発展の跡をながめると、一応全体として連続性を示す展開をしたように思われることが、個々の事象に関しては独自の意義をもった動きを見せていることが多い。元来、多様性である薬物の由来をたずねようとしても、各時代のもつ文化様式、時代相から考えて、それらは容易ならぬことと思わなければならない。

—学 会—

第24回日本薬学大会における薬史学部会 シンポジウム“薬学史の在り方—特に薬 科大学における薬学史について—”

4月8日午後、表記シンポジウムは、下記の演題、演者のもとに行なわれた。

薬学教育より見た薬学史

(大阪大学教授 川崎近太郎)

薬史的に薬学史を論ず

(吉富 製薬 宗田 一)

薬物発見の史的考察

(金沢大学教授 三浦 孝次)

× × ×

川崎氏は、現在の各薬科大学、薬学部において薬学史を講じているのは、旧薬学専門学校から新制へ移行したものに多く、旧帝大系の国立大学においては採り上げていないことが目立つ。現在教課目の多い薬学教育の中で、しかも適当な講師を得られぬ点と考え併せると、果してまとまった薬学史が講述されるかどうかを危ぶむ。個人的の見解として、回顧趣味的な内容よりも、むしろ薬学の現在及び

将来に対する考え方を含めた薬学概論を採り上げたい、とした。

宗田氏は、多くの文献からの引用を交えてまず「歴史」に関する認識をもとめたのち、本論に転じ、近來しきりに論議される「薬学とは何ぞや」という問題は現在の薬学教育と薬学研究および薬業界、薬剤師の実情との間に横たわっている矛盾や不満の表われであるとし、ここにこそ薬史学が解明すべき、薬学の学問的根拠と薬学の認識に到る道があると思う、と述べた。(本誌掲載記事参照)。

三浦氏は薬物の発見史ならびにその発展の跡について述べ、薬物発見の史的背景には伝承の究明、偶然の経験の重視、実験的な試行としてのスクリーニングのあることを挙げ特に新医薬品を開発するために熱意を傾けた人間像を描くほか、歴史的事実を年代記風に、部門的に語った。

あ と が き

昨年末、創刊号を出してから早くも一年を経過しました。その間、薬学大会の薬史学部会、集談会等で研究発表が行なわれましたが会員数は次第に増加する傾向があり、ご同慶

に堪えません。

本誌創刊に関しては、すでに外国の学会誌上に紹介され、外国からの照会もありますので、目次を欧文で掲載いたしました。(Y)

日 本 薬 史 学 会 会 則

第1条 本会は日本薬史学会 The Japanese Society of History of Pharmacy と名付ける。

第2条 本会は薬学、薬業に関する歴史の調査研究を行い、薬学の進歩発達に寄与することを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会（毎年日本薬学会年会の時に行う）
2. 例会（研究発表会、集談会）
3. 講演会、シンポジウム、ゼミナール、その他、
4. 機関誌「薬史学雑誌」の発行、当分の間年2回とする。
5. 資料の収集、資料目録の作製。
6. 薬史学教育の指導ならびに普及、
7. その他必要と認める事業。

第4条 本会の事業目的に賛成し、その目的の達成に協力しようとする人をもって会員とする。

第5条 本会の会員は会費として年額1,000円を前納しなければならない。但し学生は年額500円とする。賛助会員は本会の事業を協賛する人または団体とする。賛助会員は年額5,000円とする。

第6条 本会に次の役員をおく。会長1名、幹事若干名、評議員若干名、役員の任期は2カ年とし重任することを認める。

1. 会長は総会で会員の互選によって選び、本会を代表し会務を総理する。

2. 幹事は総会で会員の互選によって選び、会長を補佐して会務を担当する。

3. 幹事中若干名を常任幹事とし、日常の会務および緊急事項の処理ならびに経理事務を担当する。

4. 評議員は会長の推薦による。

第7条 本会に事務担当者若干名をおく。運営委員会は会長これを委嘱し、常任幹事の指示を受けて日常の事務をとる。

第8条 本会の事業目的を達成するため別に臨時委員を委嘱することができる。

第9条 本会は会長の承認により支部又は部会を設けることができる。

第10条 本会の会則を改正するには総会で出席者の過半数以上の決議によるものとする。

第11条 本会の年度は暦年（1月より12月まで）とする。

第12条 本会の事務所は東京都千代田区神田駿河台日本大学理工学部薬学科内におく。

日本薬史学会役員（昭和41年3月現在）

○印は常任幹事

会長 朝比奈泰彦

幹事 赤須 通美 三浦 三郎

石坂 哲夫 三堀 三郎

○木村雄四郎 根本曾代子

清水藤太郎 ○吉井千代田

(地方) 高橋真太郎 木村 康一

宗田 一 塚本 赴夫

A-1

疲労はその日に解消しましょう

毎日・アリナミン[®]Aのぞう

疲労・倦怠感・肩こり・神経痛・リウマチ・筋肉痛・食欲不振・便秘・疲れ目・夜尿症に

★5ミリ錠・25ミリ錠・ほかに50ミリ錠

★詳しくは医師や薬師・薬店でご相談ください



タケダ薬品

